



[ビジネス法務2021年2月号 特別付録]

BUSINESS LAW FIRMS 2021

新型コロナに向き合う 弁護士・法律事務所



 中央経済社

BUSINESS LAW FIRMS 2021

C O N T E N T S

6 池田・染谷法律事務所

コロナ下でより一層専門性に磨きをかける新しい時代の独占禁止法・消費者関連法事務所

8 弁護士法人大江橋法律事務所

総合的に裏打ちされた専門性を結集し、
クライアントとともに社会の急激な変化に立ち向かう ――関連書籍も年明けに刊行予定

10 OMM 法律事務所

「“Client First” ――技術に裏付けられた諦めない姿勢」を基本理念に、
真に“強い”と評価される弁護士が集まる法律事務所を目指して

12 弁護士法人北浜法律事務所

海外進出・投資の様々な局面に対して万全のサポートを

14 シティユーワ法律事務所

アフターコロナに求められる予防法務

16 金誠同達法律事務所・日本業務部門

ポストコロナ時代に実績で話す
――日系企業の在中業務展開を全力でサポートする専門家たち

18 TMI 総合法律事務所

法的アドバイスを越えた“ソリューション”提案を目指す
顧客に寄り添い、各分野の情報を小冊子で迅速に提供

20 ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所

世界最大級の法律事務所が、
不透明な時代に一歩先を見据えたアドバイスを

22 鳥飼総合法律事務所

先手必勝型・経営戦略型の
ビジネスモデルの法律事務所を目指します

24 長島・大野・常松法律事務所

デジタル化の加速・AIの社会実装に伴う社会構造の変化と企業の備え

26 のぞみ総合法律事務所

今も、未来も、依頼者に寄り添い、共に歩む

28 弁護士法人久屋総合法律事務所

あらゆる法的ニーズに迅速に対応
―― Best Practice 常に最高のリーガルサービスを

30 フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの資金調達、
IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&Aまでをシームレスに対応

32 フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所(外国法共同事業)

コロナ危機を糧に、チャンスを掴み将来のビジネスを成長させるためのリーガル・サービス

34 桃尾・松尾・難波法律事務所

真に依頼者から信頼される法律事務所
―― 高い専門性を有するゼネラリストとして、依頼者とともにコロナ禍に立ち向かう

36 山下総合法律事務所

仕事と心の重荷を共に担うプロフェッショナル
―― クライアントの成功を支える助け手として

BUSINESS LAW FIRMS 2021

C O N T E N T S

38 One Asia Lawyers Group／弁護士法人One Asia

日本・アジアをつなぐワンストップの法律のプラットフォームを創造する
——アジア一円のコロナに関する最新の法制度・法令状況を包括的に提供

40 弁護士法人イノベンティア・特許事務所イノベンティア

変革を求められる企業のビジネス、技術革新を支える

41 弁護士法人内田・鯨島法律事務所

技術法務とオープンイノベーション

42 外苑法律事務所

広い視野と柔軟な思考で、
ウィズ・コロナの課題解決に貢献

43 柏木総合法律事務所

60年以上にわたる国内外のクライアントのニーズに応えてきた実績に基づく
ウィズコロナ、アフターコロナ時代のリーガルアドバイザーを目指します

44 敬和綜合法律事務所

コロナは危機か？チャンスか？
「コロナに負けないビジネス・企業」の構築を共に

45 創・佐藤法律事務所

法務アドバイザーのあり方にも Innovation を

46 弁護士法人中央総合法律事務所

企業法務における総合的なリーガルサービス 実践的なワンストップの実現へ

47 虎門中央法律事務所

ニューノーマルを切り開く経済の法務パートナー

48 日比谷パーク法律事務所

正義のために闘い、正義の総量を増やす

49 平山法律事務所

DXとコロナにより変容する社会において独占禁止法を活用し公正取引を実現する

50 ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマンLLP

100年近くに渡る日本企業代理の実践を基に、
卓越した弁護士チームで、グローバルなコロナ禍への積極的対策を提言

51 遠藤輝好法律事務所

“Plain living and high thinking.”

51 OAG弁護士法人

企業法務領域でのハイクオリティなワンストップサービスを目指して

52 金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

日中両国の法実務に精通する経験豊富な弁護士チームが、最善の結果を導き出す

52 光和総合法律事務所

ニューノーマル時代に適合した、迅速・的確・誠実な法的サービスの提供

53 ゾンデルホフ & アインゼル法律特許事務所

多様性という文化と歴史を武器にクライアントニーズに対応する法務・知財の専門集団

54 書籍紹介

池田・染谷法律事務所

コロナ下でより一層専門性に磨きをかける 新しい時代の独占禁止法・消費者関連法事務所

新時代のブティック型事務所

池田・染谷法律事務所は、独占禁止法と消費者法という2つの専門分野を組み合わせたこれまでにないブティック型事務所として2018年10月に誕生しました。当初弁護士2名で始まった事務所は、わずか2年で弁護士数6名に急成長しました。すでにこれから3名の入所予定者が決定しているほか、さらなる増員を予定しています。さらに、2020年12月より、国民生活センターの理事長の要職を7年余り務めた、一橋大学名誉教授の松本恒雄氏を顧問として迎えました。松本氏は、内閣府消費者委員会の初代委員長も務め、SDGsの先駆けとなったISO規格の開発にも関与してきた、数少ない消費者法研究における第一人者です。松本氏には、ご依頼案件への大所高所の観点からのアドバイスを期待できるほか、消費者志向経営の社外役員や第三者委員会といった立場でも貢献できるものと考えています。

設立パートナーの池田・染谷は、それぞれ当事務所設立前に公正取引委員会・消費者庁に勤務し、規制官庁の最前線の知見をご依頼者様に提供しています。設立後わずか2年余りですが、独占禁止法のご相談は年間約100件、消費者法関連のご相談は広告・表示を中心に年数百件にのぼります。公正取引委員会・消費者庁・その他の官庁・地方自治体による当局調査への対応も事務所設立後に受任したもののだけで数十件を数え、専門事務所として圧倒的な経験を有していると自負しています。複数の案件において規制官庁が出した処分案をその後の対応で覆すなど、すでに顕著な実績を上げています。

独占禁止法・消費者法の重要性は年々高まってお

り、当事務所の業務の幅も広がっています。近時では、プラットフォームや電気通信事業法への対応といった独禁法と消費者法の交錯分野における問題が頻発しており、ご依頼者様のニーズを実感しています。独占禁止法分野においては、公正取引委員会の立入検査・審査手続に対応するといった伝統的業務はもちろん重要な位置を占めますが、他社間のM&A（企業結合）案件に対して独占禁止法違反を理由に物申すなど、活用場面が広がっています。一方、消費者法という消費者庁所管法令を思い浮かべますが、実はそれだけではありません。薬機法や資金決済法、銀行法などにも消費者を守る仕組みが入っており、B to Cに関するものは、すべて消費者法であり、このような意味での消費者関連法のご相談案件は急増しています。

今はネットもSNSも成熟し、企業が消費者と直接向き合うことが求められます。企業による欺瞞的な行為は、法律だけでなくレピュテーションという観点からも大きなダメージとなり、従業員のモチベーションにも影響を及ぼします。消費者とダイレクトに、中長期的でサステナブルな関係を築かないと立ち行かない時代が到来しているのです。

事務所を支える3つの理念

当事務所は、独占禁止法と消費者関連法を扱うブティック型事務所としてオンリーワンだと自負していますが、設立以来、多くのご依頼者様に評価いただくことができたのは、設立時から掲げる「ソリューション・オリエンテッド」、「ルールメイキング思考」、「スタートアップ志向」という3つの理念の実践による、既存の法律事務所との差別化が、ご依頼者様



のニーズに合致したからだと考えています。

独占禁止法や消費者関連法などの規制分野では、ご依頼者様は、ビジネスプランが適法か違法かの判断を求めて法律事務所を訪ねられます。しかし、私たちは、適法か違法かにとどまらず、ビジネスプランをどのように変えれば適法の見込みを高められるのか、どのような形で実施に移せば当局の執行リスクを減らせるのかという観点から、ビジネスプランの実現までお手伝いします。これが「ソリューション・オリエンテッド」です。

企業法務分野では近時「ルールメイキング」がバズワード化していますが、たとえばハードローである立法や法改正は一朝一夕には実現しません。しかし、ガイドラインへの働きかけ、ノーアクションレターなど各種制度の活用、業界での自主規制の策定など、私たちはこれまでの経験に基づきさまざまなソフトローの活用を常に念頭に置いています。取組みのレベルが高ければ高いほど、出来上がったルールが参入障壁となり、競合に対する優位性にもなります。そこで、ハードローがない分野に踏み出すご依頼者様に「ルールメイキング思考」を共有させていただき、自主的な取組みの必要性をアドバイスしています。

「スタートアップ志向」という理念には、人数が増えてもスピード感やダイレクト感を失わないようにという意味を込めています。専門性の高い案件を相談すると若い弁護士のリサーチ時間が嵩んで回答が得られるまで時間がかかるといった旧来の法律事務所像とは一線を画しています。また、他の法律事

務所ではみられないようなパッケージサービスを事務所ウェブサイト上にも掲げていますが、独占禁止法や消費者関連法をビジネスの優位性につなげるための活用法について、さらに創意工夫を重ね、スタートアップ事務所ならではの柔軟性と創造性あるサービスを提供していきたいと思っています。

ポストコロナに向けた展望

コロナ下にあっても、プラットフォームに対する各国の独占禁止法の適用は活発化し、新たな事案が多数生まれています。公正取引委員会は2020年9月から立入検査を再開し、12月の改正独占禁止法の施行への準備を加速しています。また、消費者関連法分野ではウイルス除去などを謳う商品への関心が大きく高まり、当事務所の薬機法対応も急増しました。このような背景のもと、受任件数は、コロナ前の昨年（2019年）に比べて2倍以上に増加しています。

当事務所の業務分野へのニーズの高まりを受け、2020年5月に、オフィスを平河町から有楽町駅前へ拡張移転し、コロナ禍の下でも順調に発展を遂げることができました。今後さらに専門性に磨きをかけ、独占禁止法・消費者関連法の分野でビジネスのお役に立つことをご依頼者様に恩返しできればと考えております。

池田・染谷法律事務所

弁護士数：6名（2020年12月1日現在）
代表弁護士：池田毅（第一東京弁護士会）染谷隆明（東京弁護士会）
〒100-0006
東京都千代田区有楽町2-7-1 有楽町イトシア14階
TEL：050-1745-4000
URL：<https://www.ikedasomeya.com/>

IKEDA & SOMEYA
COMPETITION AND CONSUMER LAW ATTORNEYS

公正取引委員会（池田）および消費者庁（染谷）での勤務経験を有する2名の弁護士により、独占禁止法・消費者法およびその関連分野を中心とする法律事務所として、2018年10月1日設立。20年5月有楽町イトシアに事務所移転。

弁護士法人大江橋法律事務所

総合力に裏打ちされた専門性を結集し、
クライアントとともに社会の急激な変化に立ち向かう
——関連書籍も年明けに刊行予定

総合力と専門性を備えた 骨太な弁護士を育てる

当事務所は、1981年に3名の弁護士によって大阪で設立され、現在は約140名の弁護士が在籍しております。東京・大阪・名古屋・上海に拠点を有し、企業法務と紛争解決の両方に強みを有する充実した対応に加え、グローバルな対応も可能な独自のネットワークを整えております。

行動指針としては「一人ひとりが総合力に裏付けられた専門性を追求する」、「個の力を融合し、我々にしかない価値を創造する」、「クライアントを深く理解し、ともに社会に貢献する」の3つを掲げ、顧客に最適なリーガルサービスを提供するための研鑽を重ねています。各々の案件を解決に導くためには、依頼者の真意を深く理解し、多分野における経験をベースとした専門的かつバランスのとれたアドバイスが必要であると考えからです。

そのため、当事務所の人材育成の特徴は、入り口の段階で専門を決めるのではなく、さまざまな分野を経験し、一人前の弁護士といえるようになってから専門を選択し、その分野を深く追求する仕組みを取り入れています。

コロナ禍での株主総会対応

新型コロナ拡大期において喫緊の課題となったのは、定時株主総会への対応です。多くの上場企業が決算・監査が遅れるなかで、総会を開催しなければなりません。いかに出席株主の人数を絞るか、滞在時間を短縮するかを考えながら、一方で株

主の満足度を下げないための方策も考えなければなりません。そのため、事前質問を集めることや総会をウェブ公開するを行いました。決算・監査が終了する時期がわからず、これまで想定していなかった複数のシナリオを同時並行で検討する必要にも迫られました。

経産省から実施ガイドが出されていたバーチャル株主総会については、実際に検討した上場企業はごく少数にとどまったようです。本年は決算で精一杯で時間的余裕もなく、今までどおりに開催されたいと思いますが、システム障害に対するリスクが改善され、実施事例が増えてくれば、来年以降はバーチャル総会を採用する会社も増えるのではないのでしょうか。コロナが1つの契機となり、多くの企業で総会運営のあり方が再検討されているようです。

コロナ不況と会社法実務

コロナによる消費の縮小、景気の減速によるインパクトは非常に重大です。事業再生と組み合わせたM&A取引が増えておりますし、事業再構築やポートフォリオの入れ替えのために上場廃止を検討する相談もあります。ポストコロナにフィットしない事業の売却を検討したり、買収後に別の形態を予定するM&Aも足元で増えてきているように感じます。多くの経営者の方々が、コロナは一過性のものではないと感じ始めているのではないのでしょうか。

また、コロナによる株安に乗じたアクティビストによる買収を懸念される企業も増えています。世界的にカネ余りが続いているという状況がアクティビストの活動を助長しているようです。

大きな災害で社会が混乱しているとき、従前とら



れてきた伝統的な解釈をそのまま適用すると、不都合が生じる可能性が高くなります。東日本大震災がその典型例です。伝統的な枠組みの「背景」を考慮しながら、それとは異なる結論を出すことをおそれずに、「取れるリスクは何なのか」を考える必要があると思います。

コロナが労働環境を変える

労務分野については、緊急事態宣言が発出されて以降、在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤といった、これまでの日本では一般的でなかった働き方が急速に広まりました。実務が先行し、規制が追いついていないということが起きています。コロナ禍における最適な働き方とは何なのか、これは法律論だけでは解決しません。過去の事例を紐解いても、正しい解にたどり着かないのです。いかに企業が生き残るための方策を考え、そこに法律上の議論をマッチさせるかに今後は知恵を絞っていくことになると思います。

コロナ最盛期には急速に需要がシュリンクした業種において、休業や雇用調整についての相談が非常に多く寄せられました。助成金も次第になくなりますので、企業の体力そのものが問われる時代となります。

コロナ対応を一冊に

コロナという経験は、今後われわれの生活、ビ

ジネス活動に大きな影響を与えていくと考えます。「将来、またコロナのような伝染病が発生するかもしれない」という前提のもとで人々が動くようになるからです。

そこで、現段階で考え得る状況を法律面からサポートするため、私たちの経験と研究をもとにコロナ禍における法律対応を『新型コロナウイルスと企業法務』（仮題、商事法務より出版予定）という書籍にまとめることにしました。ウィズおよびポストコロナの時代における、会社法、労働法の問題に加えて、商業不動産、電子契約・電子署名、独占禁止法、情報法の問題など、広範囲の法律を取り扱う書籍とすることを予定しています。発売は2021年初春の予定です。

弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士139名、外国法事務弁護士5名、外国弁護士2名
(2020年11月時点)
代表弁護士: 国谷史朗 (大阪弁護士会)

大阪

〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階

東京

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル2階

名古屋

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-10
名古屋クロスコートタワー16階
URL: <https://www.ohebash.com>

大江橋法律事務所

OH-EBASHI

1981年1月「石川・塚本・宮崎法律事務所」設立。83年1月名称を「大江橋法律事務所」に変更。95年7月上海事務所開設。2002年8月「弁護士法人大江橋法律事務所」設立。02年9月東京事務所開設。15年9月名古屋事務所開設。

【過去の主要案件】▽デンソーのシンガポールタックスヘイブン課税処分取消事件▽USJ設立・運営・プロジェクトファイナンス▽楽天対TBS株式買取価格決定申立事件▽ライブドア対ニッポン放送事件▽武田薬品によるナイコメッド買収▽リーマン・ブラザーズ日本民事再生申立代理人▽東芝の不適切会計処理の役員責任調査委員会▽ウィルコム事業再生ADR・会社更生▽各種自動車部品国際カルテル事件▽京都大学IPS細胞ライセンス契約

OMM法律事務所

「“Client First”——技術に裏付けられた諦めない姿勢」を 基本理念に、真に“強い”と評価される 弁護士が集まる法律事務所を目指して

経営支配権争いなどに強み

OMM 法律事務所は、裁判・係争（会社訴訟・非訟を中心とした企業活動に関わる案件）、経営支配権争いに関わる案件（内紛、敵対的企業買収、委任状争奪戦、社長解任等）、企業不祥事対応、会社法、金融商品取引法、民商法を中心とした企業活動に関する法律問題への対応を取扱分野としています。なかでも経営支配権争い、M&A、紛争のシェアが高くなっています。

上場企業や上場を目指すベンチャー企業、アクティビストファンドなど、幅広いクライアントから御依頼をいただいています。幸い新型コロナウイルス禍の影響はほとんど受けず、依頼件数は、得意とする領域（会社訴訟・非訟や経営者間紛争等の難解な案件等）を中心に、数多く寄せられています。顧問先も 100 社を超え（上場企業、ベンチャー企業、外資企業、ファンド）、ニューヨーク州弁護士の資格を有する弁護士の参画により、英語案件も増加しています。

2020 年 9 月から 10 月にかけては、多数の上場会社の株主総会運営のあり方について大きな影響を及ぼし、長年にわたって慣行化していた不正の改善を迫るものとして、大きく報道された問題を海外ファンド側で手掛け、現在も（2020 年 11 月 1 日時点）、同時に上場企業のプロキシファイト（委任状勧誘戦）を 2 件、提案株主側（攻め側）と会社側（防衛側）でそれぞれ受任するなど、設立 3 年目のまだ若い事務所ではありますが、着実に実績を重ね、御信頼いただける実力を蓄えてきました。

コロナ禍においても、予防には細心の注意を払い

つつ、クライアントとのコミュニケーション手段を工夫することによって、綿密な打ち合わせを行い、事務所の長所を活かして、日々の業務に邁進しています。今のところ、所員で感染者は生じておりませんが、今後も、気を引き締め、最新の予防をして皆様に御迷惑をかけないように危機管理を徹底してまいります。

血の通った企業法務

経営支配権に関する案件は、企業の命運、社長や役員、従業員の将来など、企業に関わる人たちの“人生そのもの”を左右する仕事です。複雑な人間関係を整理し、理解し、どうしたら彼らに納得してもらえるか、心をくくります。法律家としての基礎的な知識と経験をフル活用し、机上論ではない“生の事実”から生じる利害対立や当事者の感情・思いを受け止めて事態を進める——“人間力、総合力”も厳しく問われる仕事です。いわば、“血の通った企業法務”に関わるわけです。そこに、やりがいと面白さを感じます。

当事務所には“勝ちへのこだわりが強い弁護士”、言い換えれば“諦めずに最後までやりきる弁護士”が集結しています。勝つために必要な、綿密に考え抜いた起案、それを可能にする判例・文献調査、証拠の収集・読込み——そうして組み立てた論理構成・見立てなどを随時、所内で議論する。そんな“弁護士の基本”を大事にしています。この基本をもって、最後までやり抜いたとき、（逆説的ですが）仮に負けたとしてもクライアントの納得と信頼が得られたとき、言い表せない充実や達成感で満たされることを、私たちは知っています。

笑顔を忘れない風通しのよさ

当事務所の設立は 2018 年。まだ新しい組織です。所属弁護士は 51 期 2 名、64 期 2 名、65 期、70 期、72 期の 7 名。今後、65 期～73 期の若手と、60 期前後の経験弁護士に加わっていただき、“組織の土台づくり”をしていこうとしているところです。これから参画いただく弁護士の方にも、よりよい組織にしていくための意見を積極的に述べていただき、あなたにとっても私たちにとっても気持ちよく仕事ができる、“居心地よく・風通しがよい組織”を一緒につくっていきたく思います。ちなみに当事務所の名刺は、“風通しのよい組織に”という気持ちを込めて、ロゴマークの部分に穴を開けています。ぜひ事務所へお越しいただき、名刺交換し、確認してみてください。

弁護士の業務は、利益衝突が先鋭化した厳しい局面に直面することも多いといえます。そうすると、いつの間にかしめつけ面になっているときがあります。それが、このコロナ禍という状況と相まって、事務所全体が暗い気持ちにもなりかねません。そこで、当事務所では、このコロナ禍であるからこそ、「笑顔を忘れずに！」を合言葉に、所員一同、業務に邁進し、クライアントの皆様と接しています。

今後の展望／“一騎当千”の 弁護士が集まる“強い”と 評される法律事務所を目指して！

当事務所の基本理念は、「常に依頼者の最善の利益を実現する“Client First”——技術に裏付けられた諦めない姿勢」。真に“強い”と評価される法律事務所を目指しています。繰り返しになりますが、弁護士としての基本を忘れないこと、何よりも“決して諦めずに最後までやり抜く姿勢”を大事にしています。法律という武器を自在に駆使する、経営者のための“プロBLEM SOLVER（問題解決者）”として、紛争の解決にとどまらず、平時の戦略法務・予防法務に関しても、あらゆる事態を想定して助言を



行っていきたいと考えます。そして、それを支えるのが、法律家・弁護士としての技術です。

一人ひとりが“一騎当千”で、プロフェッショナルリズムを発揮し、徹底したリサーチと法的思考で問題解決に挑む気概が必要です。そうして“法のプロフェッション集団”として、他の事務所にはできない案件処理方針を構築し、クライアントに質の高いサービスを提供し続けていきたいと考えております。

末筆になりますが、冬の季節を前にしてコロナ禍は、なかなか収束する気配を見せませんが、皆様におかれましては、お大事になさってお健やかにお過ごしいただければと願っております。

OMM法律事務所

弁護士数：7 名（2020 年 11 月 1 日現在）
所属弁護士：大塚和成（代表、第二東京弁護士会）、米盛泰輔、榎木智浩、中田吉昭、市橋卓、葛西悠吾、森江悠斗
〒102-0093
東京都千代田区平河町 2 丁目 2 番 1 号 平河町共和ビル 4F
TEL：03-3222-0330 FAX：03-3222-0331
URL：http://www.omm-law.com
Mail：info@omm-law.com



OMM 法律事務所は、「“Client First”——技術に裏付けられた諦めない姿勢」を基本理念に、会社法・金融商品取引法分野を中心として裁判・係争（会社訴訟・非訟を中心とした企業活動に関わる案件）を主な取扱い分野とする法律事務所です。特に、経営支配権争いに関わる案件について豊富な経験を有しているという特色があります。

弁護士法人北浜法律事務所

海外進出・投資の様々な局面に対して 万全のサポートを

海外スタートアップへの 投資をサポート

コロナ禍で日本企業のアウトバウンド M&A の件数は減少しましたが、このような状況でも、新たなイノベーションの機会を求めて、果敢に海外のスタートアップへの投資を行っている日本企業がおられて、我々も法的側面から積極的に支援しております。2020 年のコロナ禍のもとにおいても、米国やイスラエル、ASEAN 諸国等のスタートアップへの投資案件をサポート致しました。

日本企業が海外のスタートアップへ投資する手法としては、国内の場合と同様に、ベンチャーキャピタルなどがリードする資金調達ラウンドにフォロー投資家として参加したり、ベンチャーキャピタルの組成するファンドにリミテッドパートナーとして出資したりすることが多いですが、コロナ禍のもとで、コンバーティブル・エクイティ（SAFE など）が用いられるケースが増えています。

コンバーティブル・エクイティは元々、シード期やアーリー期のスタートアップに対し、当該企業の企業価値の算定を将来の資金調達ラウンドまで先送りにして、迅速に資金調達を行うために開発された手法です。コロナ禍のもとでは、スタートアップ側には、資金調達をしたいがコロナ禍での業績を前提として企業価値を低く見積られることを避けたいというニーズがあるため、そのようなニーズに応える手法として利用されています。

コンバーティブル・エクイティは、投資する側にとっては、手続きが簡便で利用しやすいという利点がある反面、比較的新しい投資手法であり、その取扱いに慣れていない日本企業もまだ多く見受けられま

すので、我々にご相談いただいた際には、テレビ会議・ウェブ会議システムを活用するなどして、視覚的にもわかりやすい形でご説明をするよう心掛けています。

海外ネットワークを通じて 文化の違いを橋渡し

国内外を問わず、スタートアップ投資においては、交渉中に投資のスキームが変わるなど、案件の進行が流動的で、臨機応変な対応を迫られることがしばしばあります。また、所変われば品変わるという言葉通り、クライアントと投資先企業、現地弁護士の文化・価値観が異なり、両者にすれ違いが起きるケースにもよく遭遇します。

たとえば、海外のスタートアップへの投資にあたっては、将来的な戦略的提携関係の構築を目指す場合であっても、ファイナンスの条件面等について投資家側に有利な条件を最大限盛り込んで提示することも一般的ですが、日本企業（投資家）側が、将来の戦略的提携関係にマイナスの影響が及ぶことを懸念して、そのような交渉の進め方に抵抗感を示す場合があります。そのような事態が生じた場合は、我々は、日本企業側のビジネス上の目的や特有の商慣習をふまえつつ、現地弁護士と密にコミュニケーションをとるなどして、クライアントの意向が最大限実現されるよう努めています。

コロナ禍により海外渡航が制限されている状況ですが、それゆえにオンラインでのネットワーキングはより活発に行っております。

JV からの戦略的撤退のサポート

M&A はしばしば結婚に喩えられます。生まれも



酒井大輔 弁護士



田島圭貴 弁護士



知識利弘 弁護士



平野悠之介 弁護士

育ちも違う会社がお互いの強みを伸ばし、弱点を補い合う M&A は、理想的な結婚そのものです。しかし、出会いがあれば別れもあるのが世の常。コロナ禍という逆風の中、海外でのジョイントベンチャー（JV）の解消や撤退の検討を迫られる日本企業も少なくありません。また、結婚に際しては大きな問題がなくても、離婚となれば話は別です。さらに、「国際結婚」の解消に「コロナ禍」という未知の要素が加わると、当初の想定を超えた問題に直面することもあります。

まず、パートナーは JV の解消に応じるでしょうか。JV 契約等で定められた終了事由の該当性に争いのない場合は別として、一方の経営上の都合で関係解消を申し出る場合、相手方がその申し出に応じるとは限りません。日本企業としては、外資規制や現実的な運営上の制約からパートナーの出資持分をすべて取得することが難しく、パートナーに出資持分をすべて譲渡する形で話を切り出すことがあります。そうすると、弱い立場を背景に足下を見られ、不当な価格での譲渡を余儀なくされたり、最終的に JV の清算に舵を切ったりすることもあります。

JV の計算書類は、適正に作成、管理されているでしょうか。普段から実効的な監査ができていれば

よいのですが、いざ関係を解消する段になって計算書類を見ようとしても、これに応じてくれる保証はありません。計算書類が Generally Accepted Accounting Principles に従って作成されていても、その内容は国や地域で異なるので、正確な評価には現地専門家の協力が不可欠です。この検討が疎かになると、出資持分の譲渡価格や清算価値の評価を誤るだけでなく、現地での税務申告等の適法性を損なうおそれがあります。

IT の発達により、契約の交渉や調印はオンラインで完結できるようになりました。しかし、現地事務所や駐在員の住居の明渡し、ビザの返却等の手続の際は、実際に現地に赴く必要もあります。

コロナ禍の影響で、現地監査が事実上不可能になった、JV の業績が急激に悪化して JV 契約の終了事由に該当するおそれが生じた、パートナーの業績が悪化したために JV の前提となるサポートが維持されなくなった等、従前の想定を超える問題が顕在化し始めています。

しかし、周到に準備された撤退は、当事者となる企業の社会的評価を維持し、次なる海外進出の機会を得るための下地作りに繋がります。今後は、これまで以上に、「戦略的撤退」の可能性をふまえた JV の組成が必要とされることでしょう。

我々は、数多くの案件を通じて蓄積した知見に基づき、難しい選択を迫られた皆様に対し、単なる敗戦処理に終わらない「戦略」を提供できる伴走者でありたいと考えております。

弁護士法人北浜法律事務所
所属弁護士等：弁護士 88 名、外国
法事務弁護士 2 名、中国弁護士 1 名、
弁理士 1 名、司法書士 1 名（2020
年 12 月現在）
代表弁護士：森本宏（大阪弁護士会）
URL：https://www.kitahama.or.jp

北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜
1 丁目 8 番 16 号 大阪証券取引所ビル
TEL：06-6202-1088（代表）

弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1 丁目 7 番 12 号 サ
ピアタワー 14 階
TEL：03-5219-5151（代表）

弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号 キャナル
シティ・ビジネスセンタービル 4 階
TEL：092-263-9990（代表）



シティユーワ法律事務所

アフターコロナに求められる予防法務

テナントからの賃料減額請求への対応 ——チームで議論・情報発信

1 減額の要請に応じなくてもよいですね？

シティユーワ法律事務所の訴訟・紛争チームには、2020年1月ころから、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した飲食店等テナント賃料の減額や支払猶予に関するご相談を、賃貸人側からも、賃借人側からも多数、お寄せいただきました。

当時は、この点に関する裁判例や文献はほとんどなく、新聞等では「賃貸人には賃料の減額や支払い猶予に応ずる義務はありません。賃借人は、あくまでもお願いベースで協議を申し入れ、粘り強く交渉するほかはありません」といった記事も散見され、賃貸人側から「国土交通省からの不動産賃貸業者への要請も法的拘束力はありませんよね。減額や猶予には応じなくても問題ありませんよね？」というご相談をいただくこともありました。

2 本当にそうなのでしょうか？賃借人の申し入れをすべて拒絶した場合に賃貸人にリスクはないのでしょうか？

訴訟・紛争チームの弁護士で議論を尽くし、阪神大震災で建物自体は被害を受けなかったものの、電気・ガス・水道等のライフラインが停止した場合に民法611条の適用もしくは類推適用により賃料減額を認めた裁判例（神戸地判平10.9.24）等を参考に、新宿・渋谷・池袋等の繁華街において人の流れが止まってしまったこと等に着目すれば、新型コロナウイルスの影響で売上等が減少したテナントの賃料減額が認められる可能性もあるのではないかと、そうであるならば、賃貸人としても、訴訟に至った

場合に賃料減額が認められる可能性があることを想定して、訴訟手続に要する時間、労力、費用等のコストもふまえて、賃借人からの賃料減額もしくは支払猶予の要請を受けて誠実に協議して早期かつ円満な解決を図ることが予防法務の観点からも合理的であると考えてに至りました。

3 ニュースレター、ウェブセミナーで情報発信

上記のような検討結果を2020年5月にニュースレターとして配信するとともに、7月にはウェブセミナーでクライアントの皆様へ報告したところ、多数のお問い合わせをいただき、テナント賃料の減額、猶予に関する合意書の作成や交渉をお手伝いさせていただいており、不動産会社主催のウェブセミナーや不動産仲介業者のウェブ研修などでも報告する機会をいただき、最前線で対応している皆様との質疑応答を通じてより実態に即した対応方針を検討できるという好循環も生まれております。

4 政府による支援策で一息、……その先は？

テナント賃料の減額、猶予のご相談は、政府による持続化給付金、家賃支援給付金の支給がなされたことなどもあり一息ついたようにも思われますが、2020年10月ころからは、家賃支援給付金が振り込まれたものの未払賃料を解消できない場合に契約を解除できるか、減額した賃料を元に戻す協議をどうするかといったご相談や、在宅勤務が普及したこと等から賃借人のニーズに応じて急遽インターネット環境を整備した賃貸人が、コスト増を理由として賃料を増額できるか、といったご相談もお寄せいただいております。

いずれも裁判例や文献が蓄積されていない論点ですが、訴訟・紛争チームでは、その都度、検討と議



論を重ねて、訴訟に至った場合のリスク、コスト等をふまえた合理的な解決策を提示して、情報発信することに努めて参ります。

多様な働き方に対応する企業のサポート ——実績に裏付けられた助言で

私たちは、コロナ禍において、働き方改革の流れを超えて急激な働き方の変革を余儀なくされています。これはかつてない変化であるため、企業の方々からの労務相談は多岐にわたり増加しております。相談の内容を整理すると、以下のとおり、2種類に分類できます。

1 テレワークの増加に伴う対応

職場でない場所での労務提供が広がる状況になったため、これまで企業の就業規則に整備されていなかった「在宅勤務規程」の作成のご依頼が増えています。具体的なポイントとしては、①在宅は、自宅に限定するか否か、②勤怠管理の方法は、どうするか、③秘密保持やセキュリティ保全のための方策はどうするか等があげられますが、企業によって、テレワークに対する方針はさまざまであるため、各企業の実態に即した「在宅勤務規程」を作成しております。

また、コロナ禍で職場に行く場合、公共交通機関以外の通勤手段として、どこまで認めるか、通勤中の事故は、特別の事情がある場合を除いて、労災となるため、その線引きについて、各企業の実態に即した助言をしています。

2 人件費の削減要請に伴う対応

前記のような新規分野と呼べるようなご相談とともに、将来が不透明な混沌とした時代のなかで、典型的な労務相談も噴き出しています。

2020年の4～5月の我が国も含めた全世界的な緊急事態下においては、工場の稼働や物流の停止により、多くの企業が休業を余儀なくされ、休業手当の支給の要否についての相談がありましたが、政治的に雇用調整助成金の支給やその要件の緩和により、相談は減少してきました。

他方で、多くの企業が、環境の変化による業務の減少や消失に否応なく直面し、当該業務を担当する社員の処遇についてのご相談が増えております。配置転換の対応だけではなく、企業の業務全体が縮小している現況において、リーマンショック時のように、整理解雇できないかのご相談が増えています。

また、定期昇給の不実施、賞与の不支給・減額、基本給の減額、各種手当の廃止・減額や所定労働時間の減少等の労働条件に亘るご相談も増えています。

このように、新たな労使関係に関連するご相談は、コロナ禍での裁判例等の蓄積がない状況においては、労務案件の多数の実績がある法律事務所にご相談いただくことが紛争予防の観点からも適切です。

シティユーワ法律事務所

弁護士数：157名（2020年11月現在）
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
TEL：03-6212-5500（代表）FAX：03-6212-5700
URL：http://www.city-yuwa.com



シティユーワ法律事務所は、所属弁護士の多様な専門性と豊富な経験を背景に、各種金融取引、M&A、不動産、企業再建・倒産処理、知的財産権、労働法、コンプライアンス、独占禁止法、通商法、訴訟・ADR、国際仲裁、再生可能エネルギー法務、ベンチャー支援法務、経済犯罪など、企業活動に必要な法的サービスを多様な産業のクライアントの皆様へ提供しています。国際法務にも注力しており、世界各国をリードする著名法律事務所と緊密なネットワークを構築してアウトバウンド・インバウンド双方の業務を効率的に行っています。法律サービスを日本語・英語のみならずドイツ語と韓国語でも、日本資格の弁護士によって直接提供しています。代表者 弁護士 片山典之（東京弁護士会）、弁護士 栗林康幸（東京弁護士会）。

金誠同達法律事務所・日本業務部門

ポストコロナ時代に実績で話す ——日系企業の在中業務展開を全力で サポートする専門家たち

桂冠を守る

——ALB日本法律大賞の2年連続受賞

金誠同達法律事務所の日本業務部門は長年にわたって日系企業に対する専門的かつ全面的な中国法のサービスを提供しています。当部門は中国法とビジネスの最新の動向を読み解き、築き上げてきた行政当局との良好な関係を駆使しながら、日系企業の皆様が中国に投資する際に遭遇し得る問題を的確に把握し、中国市場への参入から日常の企業運営や法的問題の解決までの一連の法律サービス、および行政機関との折衝を含め、現場における的確なアドバイスとソリューションの提供を常に心がけています。

金誠同達法律事務所日本業務部門の専門能力とサービス水準により、2020年9月24日に国際的な法律雑誌である Asian Legal Business (ALB) が主催する ALB 日本法律大賞（「ALB Japan Law Awards 2019」）の授賞式にて中国大陸地区からの唯一指名された法律事務所として、一所のみに授与される「2020年度日本業務外国法律事務所大賞」（Japan Practice Foreign Law Firm of the Year）を昨年に続いて受賞しました。

「当所が2年連続で『日本業務外国法律事務所』の大賞を頂くことができたのは、当チームへの専門能力と法務に取り組む姿勢の面での力強い肯定であり、かつ、国内外のお客様のためのさらに良質な法律サービスの継続的な向上に対するさらに高い要求の提示でもあります。当チームはこの栄誉を叱咤激励とし、引き続き国内外のクライアントの皆様のために、ハイクオリティな法律サービスを提供できるよう努力して参りたいと思います」（趙雪巍弁護士）。

ポストコロナ時代を迎えて

——外商投資法等新たな法律規制にも自信をもって対応

2020年1月に、各界から高い注目を集めていた「外商投資法」が正式に施行され、数十年にわたって実施されていた「外資三法」が廃止されました。一方では、突如現れた新型コロナウイルスの感染拡大が世界中を席卷し、中国の経済の環境に対しても、重大な影響をもたらします。

ポストコロナ時代における外商投資企業は、正に「新たな法令+新たな環境」という二重の挑戦を迎えることとなります。中国の外資誘致政策の調整という機運に乗じて投資を拡大するか、それとも再編によるスリム化を行って運営面の圧力を軽減するかというのは、外商投資企業が考えざるを得ない1つの重要な課題になっています。

「『外商投資法』の施行は中国における外商投資管理の根本的な変革を表しております。日系企業の経営にも密接にかかわっているため、関連の法令面における立法の動向および運用の実務の正確な把握が重要となります。新型コロナウイルスのまん延も企業の経営に対して深刻な影響を与えていますが、こちらの点におきましては、当部門は長年培って参りました実務経験に基づき、ポストコロナの時代においてもこれまでどおり安定的かつ迅速に対応させていただくことのできる自信があります」（張国棟弁護士）。

セミナーの開催をきっかけとして

——お客様のコンプライアンス問題を着実に解決
コンプライアンス管理は企業管理のなかでも非常



に重要な役割を担っており、企業の生命線とも言えます。一方、中国の法律と法規を理解せずに、または中国国内におけるコンプライアンスを軽視してしまったことにより、高額の行政処罰を受けた日系企業も少なくなく、刑事事件まで至った事例もあります。

当部門は、新しい法令や当局の取り締まり動向をふまえて、中国におけるコンプライアンス強化を主題とする法律実務セミナーを定期的に開催しています。セミナーの開催をきっかけとし、諸々の業界の日系企業の方々にお集まりいただき、コンプライアンスについての経験と疑問をめぐる交流を実現させ、コンプライアンス対策に関する確実なアドバイスを提供しています。

「中国において業務を展開している日系企業にとって、コンプライアンスを重視し、理解を深めることは、克服せざるを得ない課題になっています。大手企業向けのコンプライアンス法律サービスは、当部門の主要業務のうちの1つでもあります。当部門は企業の日常管理にも深く参加し、企業のコンプライアンス体制の構築をサポートさせていただいています。また、当部門はお客様がコンプライアンス問題に遭遇された際には、関連の法的な意見と解決案をご提示し、政府とのコミュニケーションルートを存分に活用し、お客様のコンプライアンス問題を着実に解決する能力を有しています」（金英蘭弁護士）。

紛争解決のエキスパート

——訴訟、仲裁およびADRのいずれにも 対応可能な能力

昨今におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中国の経済は重大な影響を被っており、これと同時に、契約の解除や債権の回収などのさまざまな理由により企業間の紛争が多発しています。

当部門は中国の法曹界においてトップクラスの紛争解決チームを有しており、これまでに多国籍企業の間における債権回収紛争、合弁契約に起因する紛争、製造物責任紛争、ディーラーとの解約紛争等の多種多様なトラブル解決の経験を有しており、仲裁や裁判外紛争解決(ADR)などの面においても優秀な業績を残しています。

「日系企業の方々が中国にて訴訟や仲裁に対応される際には、中国法の活用、証拠と財産の保全、および相手方や裁判官との交渉が、いずれも大きな障壁となり得ますが、金誠同達日本業務部門はこれに全般的かつ迅速に対応することができます。なお、当部門の弁護士は交渉へ直接参加した経験が豊富であり、お客様にとって最善の問題解決案を常に考え、状況に応じてADRを通じた紛争解決も図ります。企業の皆様は紛争解決のために当部門にご依頼いただける際には、ご安心いただけるものと確信しております」（趙雪巍弁護士）。

金誠同達法律事務所

弁護士数：1,000名超（2020年11月現在）
（北京本部）
〒100004 中国北京市朝陽区建国門外大街1号 国贸大廈A座10階
（上海事務所）
〒200120 中国上海市浦東新区世紀大道88号 金茂大廈18階
（東京オフィス）
〒100-6005 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル5階
TEL: 8610-5706-8008 FAX: 8610-8515-0267
URL: <http://www.jtnfa.com/jp>
Mail: jp@jtnfa.com

金誠同達法律事務所は、1992年に設立された大規模の総合法律事務所の1つであり、「部級の文明的な法律事務所」や「全国優秀法律事務所」という評価も獲得している。金誠同達は本部を北京に構え、上海、瀋陽、深セン、杭州、広州、合肥、南京、成都、西安、済南、大連および青島に支所を設けており、日本国東京にもオフィスを設置し、千人近くの弁護士チームを擁している。諸々の業務の分野において、金誠同達はいつでもすでに業界内の先導者となり、全国を網羅するネットワークをすでに形成しており、クライアントの皆様のために全般的な法律サービスを提供している。

TMI 総合法律事務所

法的アドバイスを越えた“ソリューション”提案目指す 顧客に寄り添い、各分野の情報を小冊子で迅速に提供

幅広い領域で他にないサービスを提供

当事務所は、設立当初から「ボーダーレスな時代への対応」「専門性の確立と専門領域の総合化」という理念を掲げています。それは、単純な規模の拡大ではなく、幅広い領域で他にない専門性の高いサービスを提供していくという意味を持っています。そのようなわれわれの理念は、コロナ禍のような前例のない状況下でリーガルサービスを提供するにあたり、ますます重要性を増していると感じています。

ビジネスにソリューションを提供する アドバイスが信条

これも設立以来の信念として、われわれは、単に、法的にできる・できないということだけではなく、ビジネスに対してソリューションを提供できるようなアドバイスを常に心がけています。具体的に、コロナ禍のなかでは、各分野において、以下のような観点からのアドバイスを提供してきました。

——コーポレート分野

コーポレート分野に関しては、コロナ禍における株主総会への対応が大きなトピックになりました。感染拡大防止や安全性への配慮と、株主の権利保護とのバランスをどのように図るかという観点から、これまでの実務や慣例から一歩踏み出したアドバイスが必要となりました。

M&A に関しては、契約交渉や、締結済みの契約の解釈について、多角的な検討が必要な状況が続いています。また、業種によっては、一時的な株価の下落や、業績の悪化が生じている企業もあり、敵対的な買収を含めたさまざまな動きがあり得るところで

すが、そうした動きに対する対応は、われわれの経験やノウハウが特に生きる分野であると考えています。

——人事労務分野

労務分野では、まさしく法的アドバイスを越えたソリューションを求められる場面が多くありました。代表的な問題としては、業績悪化による人員削減です。労働者にとって、会社を辞めることは人生の一大事です。こうした場面では、法的に正しいかどうかだけでなく、労働者が自分の選んだ道として退職を納得してもらえるよう導くことが重要です。また、自粛によるストレスもあり、社員の問題行動が増えています。将来的なリスクを軽減するため、このタイミングで布石を打っておく必要性についてご提案しています。当事務所には労働部の判事や労働基準監督官の経験者もあり、内部の肌感覚をふまえた実効的アドバイスが可能です。

——スポーツ・エンタテインメント分野

今回の新型コロナで大きな打撃を受けているひとつが、スポーツ・エンタテインメント分野です。この分野におけるビジネスは同じ場所に人が集まって盛り上がるのが重要な要素となるところ、それが十分にできない現状は非常に苦しいところです。こうした状況において、新しい形のスポーツやエンタテインメントの未来像を創造していくために、顧客に寄り添い、適法か否かだけでなく、レピュテーションの問題も含めて具体的で実態に沿ったビジネスの提案を行っています。

——倒産・事業再生分野

倒産・事業再生に関する案件は、現段階ではそれほど増加していません。特別貸付や給付金等の政策によって資金繰りをつないでいる会社が多いと思われます。しかし、それでは抜本的な解決になりませ



んの、この環境に対応するのがむずかしい企業は、業態の変更や特定の事業からの撤退も柔軟に検討する必要があります。

会社事業を再建するという観点からは、with コロナを前提として事業計画を描くことが重要です。そして、再建のためには早期の信用回復が必要なので、まずはスポンサーを見つけることが第一です。コロナ禍であっても、それを乗り越える事業計画を描くことができれば、支援を取りつけるチャンスは十分にあると考えます。TMI には倒産・事業再生を専門としている経験豊富な弁護士が複数おりますので、国内外の案件を問わずスピーディーな対応が可能です。

——情報利用管理・サイバーセキュリティ分野

「これまでリアルで行われていたサービスをいかにオンラインに移行させるか」というご相談が非常に増えています。当事務所は設立以来 IT 分野に経験と実績があります。できあがったスキームにアドバイスするだけでなく、プロジェクトの立ち上げ段階からプレストにも積極的に参加し、より良い事業とするサポートをしています。

——商取引・資金調達・ファイナンス分野

コロナ禍においては、売買基本取引などの商取引や、各種のファイナンス取引において、「不可抗力」条項が検討対象となるケースが目立ちました。典型的なケースとしては、新型コロナ感染防止対策として講じた措置による人手不足が原因で売買目的物の引渡納期が間に合わない契約違反になるかど

うか、などの論点です。今後はこうした不可抗力条項を争点とした紛争案件も増えてくる可能性があります。この問題は多くの契約関連業務に影響する話ですので、当事務所では各分野の弁護士が横断的に参加し、検討を深めています。

小冊子「LEGAL INSIGHTS ~ Issues Related to COVID-19 ~」の発行

コロナ禍でクライアントのためにできることを考えていたところ、デスクの傍らに置いて手軽に読める、新型コロナ関連の法的問題を取り上げた小冊子（＝写真下）を製作する企画が立ち上がりました。主な法分野ごとに、新型コロナ対策や新しい生活様式関連で問題となる論点を幅広く取り上げています。概要版と詳細版に分け、くわしく知りたい方のためには、ウェブサイトにも詳細版を掲載するなど、メリハリ・利便性を意識しています。スピーディーかつ有用な情報をクライアントに届けるため、今後もこうした独自の試みを続けていこうと考えています。

TMI 総合法律事務所

弁護士数：450 人、外国弁護士 35 人（2020 年 10 月 1 日現在）
代表弁護士：田中克郎（東京弁護士会）
〒106-6123
東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 23 階
TEL：03-6438-5511（代表）URL：https://www.tmi.gr.jp
Mail：info_general@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所は、1990 年の設立以来、常に新時代の法務ニーズに対応しながら、最高レベルの総合リーガルサービスを提供している。総勢 10 名ほどでスタートした当事務所は、30 年の活動を経て、弁護士約 450 名、弁理士約 85 名、その他外国弁護士等含む総勢約 980 名が所属する、国内有数の大規模事務所に成長してきた。1998 年からアジア展開を開始し、国内では東京のほか、名古屋、大阪、京都、神戸、福岡に、またアジアを中心に 9 カ国 16 都市のオフィスを持している。さらに、アメリカ、イギリス、ドイツの法律事務所との共同事業等を通じて、国際法務にも迅速で専門性の高いリーガルサービスを提供している。

ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ 外国法共同事業法律事務所

世界最大級の法律事務所が、不透明な時代に
一歩先を見据えたアドバイスを

世界最大級のグローバル・ロー・ファーム

1 DLA Piperの概要

DLA Piper は、現在、世界 65 カ国に 123 オフィス、約 5,600 人の弁護士が所属する世界最大級のグローバル・ロー・ファームです。150 年以上の歴史を持つイギリス系法律事務所の DLA とアメリカ系の Piper Rudnick、Gray Cary の三者が、法律事務所として歴史上初めて大西洋をまたいで合併し、2005 年に設立されました。その後わずか 7 年で世界最大規模の法律事務所となった、ベンチャースピリッツに溢れる事務所でもあります。

DLA Piper はいわゆる米系、英系、といった偏りがなく、ほぼ世界中にオフィスがあるというところが他の事務所との最も大きな違いです。また、当事務所はいわゆるフランチャイズやローカル・パートナーのモデルではなく、グローバル・パートナーシップの形で事業展開をしていますので、パートナー弁護士の質が担保されています。したがって、他の外資系法律事務所が比較的手薄とされるアフリカ、中東、ラテンアメリカといった地域においても、クオリティの高い一流の弁護士に担当させることができます。それは DLA Piper 全体として Mergermarket にて、2010 年度から 2019 年度にかけて、10 年連続で M&A 件数が世界一であることから裏付けられていると思います。

2 急成長中の東京オフィス

現在東京オフィスでは約 30 名のプロフェッショナルがおります。日本のクライアント様にとっては、日本人弁護士に日本語でご相談いただければ、

日本語できめ細やかなフォローを受けつつ、現地の一流の弁護士から現地の実務に即したサービスを受けるという、究極のワンストップを実現しています。ありがたいことに東京オフィスは設立時から順調に拡大を続けておりますが、今後も、しっかりと足場を固め、クライアントの皆様へベストのサービスが提供できるファームとして成長を続けていくつもりです。

仕事の中身としては、やはり日本企業の海外展開やクロスボーダーの M&A 等の国際取引に関連するものが多いといえます。近年は、たとえば日本企業が米国や英国の企業の買収を行うという 2 カ国のディールで始まったものが、途中で別の国の競争法が問題となったり、別の国に存在する関係会社の労務管理が問題となったり、といったようなケースが増えております。このような複数国にまたがる国際取引に加えて、同一のテーマについて横串的に約 100 カ国にまたがる規制に関するリサーチ、といった案件のご依頼も多く、私どもだからこそ、このようなプロジェクトに関しても、ワンストップ的に対応できるものと自負しております。

不透明な時代こそ高品質の ワンストップサービスを

1 コーポレート分野

新型コロナウイルスの蔓延は、取引そのものの停止や既存の契約の見直し等、さまざまな影響を生じております。たとえば、流通チャネルの見直しを迫られた場合に現在の契約をどう整理していくのか、M&A の不可抗力条項や Material Adverse Effect の条項が、該当国でどのように解釈されるのか、といったような問題です。世界各国で事業展開をされ



Lawrence Carter 外国法事務弁護士
(東京弁護士会)



石田雅彦 弁護士
(第二東京弁護士会)

ている企業は、その膨大な作業を限られたリソースのなかで行わなければなりません。

当事務所であれば、関連するすべての国の契約を、本社での意向に従って同一のレベル感で一気に見直す作業を行うようなこともできます。私どもは、世界中の弁護士やクライアントと業務を行うことが常であり、ある意味ではコロナと関係なく、リモートで、かつ世界中統一したクオリティにて業務を行う体制がもともとできており、このようなコロナ禍において、非常に使い勝手がよい事務所であるといえます。

また、昨今、外資規制、競争法等、目まぐるしく規制が変わっております。特にコロナ、大統領選挙、通商摩擦等、種々の要因によって日々状況が変わる現在においては、クロスボーダーの業務を手掛ける法律事務所がそれらの機微をタイムリーに把握しておくことも重要です。幸い、私どもは、各国にて、政府サイドの高官として長年勤務していた弁護士や業界知に長ける弁護士も数多く存在し、クライアントには一歩踏み込んだアドバイスが可能です。

2 人事労務分野

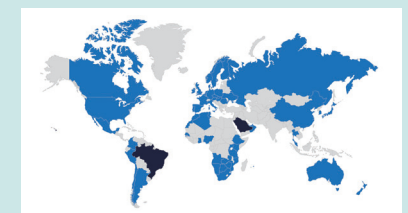
新型コロナは、従業員の働き方という点で大きな変化を引き起こしました。当事務所の顧客には海外の技術系の企業も多く、もともと時間にしばられない在宅勤務やフレックス制は馴染みのものですが、コロナによって日本でも「オフィスは存在するが、そこに皆がいる必要はない」という考え方が浸透したと思います。こうした変化は、働き方の多様化を進めるという意味ではポジティブな面もあったといえます。

一方で、人事労務関係では雇用そのものや労働条件の見直しといった案件も多数ありました。日本は企業が従業員にネガティブなアクションをとるのがむずかしく、企業の体力がじわじわと侵食されている感があります。コロナによって社会に大きな変化が起きているとき、必ずしも法律や、社内の制度、人事体制がそのスピードに追いついていないとは限りません。当事務所東京オフィスでは、人事労務を専門とする日本人弁護士と、海外の労働法実務に明るい外国人弁護士とがおり、労働法に関する相談や労務管理から、調査・訴訟紛争、ビザ・助成金の申請サポートといったところも含め、幅広く対応しています。

最後に、当事務所はコロナ禍において顧客の事業をサポートするため、“Coronavirus Resource Center” というサイトを運営しています。世界各国の法改正や補助金の内容などをまとめ、場合によっては取締役の責任などのトピックについても言及しています。内容は日々更新されており、各国の最新情報を得ることが可能です。以下にある事務所メールアドレスまでご連絡いただければ詳細な情報をお送りいたします。

ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ 外国法共同事業法律事務所

弁護士数: 28 名 (弁護士、外国法弁護士、弁理士、税理士、司法書士、行政書士含む) (2020 年 11 月現在)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治生命館 7 階
TEL: 03-4550-2800
URL: <https://www.dlapiper.com/ja/japan/>
Mail: info.tokyo@dlapiper.com



DLA Piper は、世界最大級の法律事務所であり、北米、欧州はもちろんのこと、中東、アフリカ、中南米等、世界 65 カ国にオフィスを有し、日本企業がビジネスを行う国ほとんどすべてに拠点を有します。東京オフィスは、コーポレート、労務、ファイナンス、税務、訴訟、不動産、IP チームで構成されております。フォーチュン 250 の世界的な大企業からスタートアップにいたるまでの多様なクライアント様から高評価をいただき、東京オフィスとして、Chambers (4 部門)、Legal 500 (4 部門)、Asian Legal Business (Dealmakers of Asia) に選出されるなど、外部機関から継続的に高い評価を受けています。また、パリ協定に関連して、CO₂ 排出量削減目標、いわゆる“SBT” (Science Based Target) の達成をコミットした数少ない法律事務所の 1 つでもあります。

鳥飼総合法律事務所

先手必勝型・経営戦略型の ビジネスモデルの法律事務所を目指します

先手必勝型の ビジネスモデル

デジタル化による大変化の想定される令和時代に
適応するには、先手必勝型のビジネスモデルでの
経営が必要になります。

それは、コロナウイルスの影響もあり、令和時代
は、幕末の黒船襲来のような大きな時代の転換期に
なると思われるからです。

その変化に対応するには、過去の紛争処理型のビ
ジネスモデルの法律事務所では、DX 型のビジネス
モデルを必須とする企業の経営の役に立たないから
です。

DX は、戦国時代の鉄砲というべきものです。武
田型の騎馬軍団は、信長の鉄砲隊に敗れたことを思
い出す必要があります。令和時代は、時代の変革期
ですので、法治国家においては、DX 型のビジネス
モデルでは、法律や契約が鉄砲に匹敵する戦略的道
具になり、その活用が必須になります。

つまり、DX 型のビジネスモデルを標榜する経営
を支援するためには、法律事務所は、戦う前に勝利
を確実にする法律や契約の活用を提言できる参謀に
なる DX 型のビジネスモデルが必要になります。

当事務所は、その意味で、先手必勝型の信長型の
法律事務所を目指します。

法務省だけで株主総会は 動いていない

2020 年の株主総会は、IT 型に近づけた株主総会
でした。それを実現したのは、政治家が動き、内閣
官房、法務省、経産省が連携したからです。つまり、
株主総会の運営方式自体は、従来型なら、法務省だ

けを視野に入れていけば済んだでしょう。

しかし、現状は、経営に直結する株主総会の運営
方式にも、複数の行政庁という行政横断的な対応が
必須になっています。従来型の会社法だけを視野に
入れ、法務省だけでは済まなくなっています。コロ
ナウイルスの襲来するような時代を想定して、従来
の会社法はできていないからです。

その現状を変えるには、行政横断的な例外措置を
とる必要があり、超法規的な発想で対処するため、
政治と行政との連携が必要になるからです。

この場合、法律事務所に求められているのは、会
社法の条文解釈ではありません。政治と行政を動か
す知恵と行動力です。

戦国時代の鉄砲に匹敵するのが 法律の活用

2020 年の株主総会で、従来型の会社法中心の発
想だと、コロナウイルスの対応で混乱が生じたと思
います。そのように、想定外のことが多発し、経営
に支障をきたすことが多くなることを視野に入れて
おく必要があります。

想定外のことに適切に対処する必要がある今後
は、従来の法律常識を超えた政治や行政を動かす法
律家が必要になります。つまり、時代の変革期に適
応するために、企業や業界が先手を打つには、政治・
行政の横のつながりを視野に入れて活躍する法律事
務所が必須になっていることを示します。

これは、予防法務を中核の視野とする米国型法律
事務所のような政治や行政を動かすことのできる法
律事務所が必要になることを意味します。

従来型の紛争処理型の裁判官の心証を中心として
視野に入れる紛争処理型の法律事務所も重要で



が、大変化の令和時代に適応するには、予防法務・
先手必勝型の法律事務所が必要になっています。つ
まり、令和時代に適応するには、戦国時代の鉄砲隊と
いうべき法律事務所が必要になるということです。

当事務所は、その方向性を持つ法律事務所になる
ことを標榜します。

デジタル化は法律・契約で 築かれる

日本は法治国家ですから、デジタル庁ができ、全
省庁に横軸を入れて行政横断的な組織を作り、行政
横断的な行政を行うには、法律の制定・改正、政省
令や条例の制定・改正が必要になります。さらに、
それらの制定・改正を適切に動かす実務指針の方針
転換などが必要になります。加えて、デジタル化を
推進する経営をするには、法令を基礎にした契約に
基づく必要があります。このように、デジタル化は、
法令や契約の上に、築かれることになります。つま
り、このような法令の解釈・契約については、法律
家の英知が必要となるということでもあり、当事務
所は、そのような意味でのデジタル化を支援できる
法律事務所を目指します。

危機管理必須の時代に 必須の保険

令和時代は、何が起こるかわからない危機管理必
須の時代です。そのための経営者の基本的発想は、
最悪を想定し、それに備えることです。換言すれば、
どのような状況になっても、経営を永続させるため
には、最悪も最良に転換できる人類の原理原則を実
行することです。それは、企業が社会的に必要とさ
れること、つまり、常に、企業の社会的価値の向上
を図ることです。

その1つの要素として、コンプライアンスがあり
ます。未来の成長を予測するための投資的視点から
すれば、単なる法令遵守では、高い評価はもらえま
せん。どんなことがあっても、社会・顧客・従業員
などを守る、という企業と信じてもらえることが、
高い評価を得る秘訣です。つまり、社会の人々の信
頼という保険をかけることが永続的企業の対応法で
もあります。

当事務所は、そのような社会的保険の発想で経営
に寄与できるようにしたいと考えております。

鳥飼総合法律事務所

弁護士数:37名 税理士:7名(2020年11月現在)
代表弁護士:鳥飼重和(第二東京弁護士会)
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1-6階
TEL:03-3293-8817
URL: <http://www.torikai.gr.jp/>



当事務所は、顧客重視の先手必勝型の法務を標榜しつつ、訴訟
で勝つ紛争処理型の法務も多数の実績があります。税務、会社
実務、相続・事業承継などで多数の実績をもってあります。ま
た、政治・行政対応も視野に入れています。

長島・大野・常松法律事務所

デジタル化の加速・AIの社会実装に伴う社会構造の変化と企業の備え

第四次産業革命の到来

第四次産業革命という言葉が示しているとおり、AIやIoTなどの現実世界とデジタルの世界（サイバー空間）を融合させる技術により、現代社会の構造は変化しつつあり、いわゆるコロナ禍によって、その変化が加速しています。これまでにない急速な社会の変化を前にして、企業にはどのような影響が生じ、どのような対応が求められるのでしょうか。

AIの社会実装に伴うリスクの管理と分配

AI・IoT等の“デジタル化”と直結する分野では、具体的な法執行や紛争解決の場面に変化をもたらす可能性があります。

AIが社会に浸透していけば、その瑕疵を原因とする訴訟が増加することが当然に予想されます。たとえば、ドライバー不在の自動運転車による交通事故をイメージしてみると、責任主体である運転者は存在しないため、メーカーである自動車会社に責任はあるのか、AIの開発担当者の責任まで追及するのかといった責任分配の議論は非常に複雑なものとなり得ます。

問題が発生した場合に責任を負うべき主体が誰かをはっきりさせることは、モラルハザードを避けるという観点からは重要ですが、エンジニアや企業が萎縮すれば却ってイノベーションが停滞してしまうおそれがあります。AIは完璧ではないことを認め、AIに伴うリスクが人間社会の許容範囲に収まると判断した時点で柔軟に導入し、トライ・アンド・エラーを繰り返しながらAIとの共存に徐々に慣れて

いくという姿勢が社会に求められています。

事故原因の究明を促進するという観点からは、自動運転車のように一定の危険を伴う製品については専用の保険を準備し、被害者の救済は保険でまかなうこととして、各技術者が個人責任に過度におびえることなく原因究明を行うことができる制度を整備することも考えられます。

このように、AIがもたらす恩恵を享受しつつ、その社会実装に伴い生じるリスクに関する対応について、AIの発達や活用範囲の拡大に応じて最適解を探りながら、社会全体のなかで合意形成していく必要があるといえます。

垂直的統治モデルから 水平的統治モデルへ

国の統治モデルの移行という観点からは、次のような論点が指摘できます。

より大きな視点から見ると、政府が詳細なルールを事前に制定し、規制当局が定期的にモニタリングを行い、問題が発覚すれば規制当局や司法がエンフォースメントを行うという政府主導の伝統的な垂直的統治モデルが前提とする社会像はもはや失われつつあります。

「イノベーションを促進するガバナンス」という目的を実現するためには、社会の構成員である、政府、企業、コミュニティ・個人が互いに協力し、ガバナンスの担い手としてのそれぞれの責任を果たすような、共同規制のモデル（水平的統治モデル）へと移行することが望ましいです。

そこでは、国の統治モデルとしての「ガバナンス」と企業の「コーポレートガバナンス」が連続的なつながりを持つことになり、企業は、ガバナンスにお



藤原総一郎弁護士



深水大輔弁護士

けるルールの策定、モニタリング、エンフォースメントの各プロセスに参加しつつ、みずからの置かれた状況をふまえ、その継続性を意識しながら、リスクベースによるコンプライアンス・プログラムの運用を通じてリスク管理を行うことが求められます。これに対して、政府の役割は、ルールの策定者から、前記のプロセスに企業が積極的に参加することを促すためのインセンティブの設計者にシフトします。

企業においては、問題発生時に“なぜこのようなリスク管理を行っているのか”“原因分析やそれに基づく再発防止策をどのように実施するか”という問いに対して説明責任を果たせる体制を整備しておくこと（アカウンタビリティ）が今以上に重要になります。問題となる事象を“点”ではなく“線”で捉え、個別事象をリスク管理のサイクルから切り離すことなく、サイクル改善の要素として捉える姿勢が求められてくると思われます。

デジタル化を見据えた企業の体制整備

企業に目を向ければ、電子署名（印鑑廃止）の導入や紙の契約書に代わる契約の電子管理システム導入といった“デジタル化”が主要企業で進行し、GDPR等のグローバルな個人情報関連の法規制対応の一環として社内データの整理や情報管理体制の整備も多くの企業により実施されている一方で、業務執行・監督機関への情報吸上げの仕組みが不十分な会社も依然として数多く存在するという問題があります。

真の意味で“デジタル化”に対応していくためには、単に書面を電子データにするだけでは足りず、同時に社内の業務プロセスを見直し、情報の吸上げや意思決定の方法などを含むガバナンス構造そのも

のを見直していく必要があるということになります。が、そこまで検討が進んでいる企業のほうが少ないのが実態でしょう。

当事務所の資本業務提携先であるMNTSQ（モンテスキュー）は、このような趨勢をふまえた企業の取組みをサポートすべく、契約書の電子管理、AIによる情報検索・分析を可能とするシステムを開発し、実証実験を成功裏に完了しています。各企業における“デジタル化”を見据えた対応実現のツールとしての有用性が期待されます。

“デジタル化”を見据えた内部統制・意思決定モデルの改革の素地が整い、ガバナンスモデルの移行のような大きな波が企業全体に及ぶにはまだ一定の時間を要するというのが冷静な見方でしょうが、直近の社会の急速な変化をふまえると、予想以上に早く訪れるかもしれません。当事務所も、さまざまな段階にある企業のニーズに応えられるよう、準備を進めているところです。

長島・大野・常松法律事務所

弁護士数：501名（日本弁護士461名、外国弁護士40名）
（2020年11月1日現在）
広告責任者：杉本文秀（東京弁護士会）
〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
TEL：03-6889-7000（代表）
URL：www.noandt.com
Mail：info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所／
MNTSQ株式会社（編）
『LegalTech』
（金融財政事情研究会）

長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所である。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイおよび上海にオフィスを構えるほか、北京にも弁護士を派遣している。同事務所は、日本のリーディングファームとして数々の大型案件を手掛け、あらゆる分野の法律問題に対応してきた実績に基づき、企業が必要とするさまざまなリーガルサービスをワンストップで提供できる体制を整えている。多岐にわたる分野の専門的知識と実績をもつ弁護士が機動的にチームを組み、質の高いアドバイスや実務的支持を行っている。

のぞみ総合法律事務所

今も、未来も、依頼者に寄り添い、共に歩む

のぞみ総合法律事務所の概要 ——「のぞみを叶える専門家集団」

のぞみ総合法律事務所（以下「当事務所」といいます）は、1995年に設立され、36名（2020年11月現在）の弁護士が在籍する都内の法律事務所です。当事務所では、企業法務全般を取り扱っており、業務分野は、コーポレート・M&A、コンプライアンス・危機管理、独占禁止法・競争法、金融、名誉毀損対応、労働法、行政事件、刑事弁護、エンターテインメント・スポーツ等、多岐にわたります。

クライアント層も幅広く、東証一部の大手企業から地方・中小企業、各種法人、外国企業、個人の方等、さまざまなクライアントのニーズに対応しているほか、その業種・業態も、金融機関、メーカー、建設・エンジニアリング、鉄道・航空、総合商社、教育機関、財団、医療機関、広告・放送・IT、アパレル、飲食、エンターテインメント・スポーツ関連団体など、あらゆる分野に及びます。

所員同士の強い結束を礎に、「高い専門性」「迅速かつ柔軟な解決力」「依頼者に寄り添う協調力」「明るく前を向く推進力」の4つの柱からなる“のぞみの理念”を胸に、「のぞみを叶える専門家集団」として質の高いリーガルサービスの提供を追求しています。

多様な経歴の弁護士が在籍

当事務所の特徴の1つとして、所属する弁護士の多くが、行政当局等での執務経験を有していることがあげられます。

当事務所には代表の矢田次男弁護士は、東京地方検察庁特捜部での執務経験を有しており、矢田弁護

士を含め3名の特捜部出身の弁護士が在籍しています。そのため、大規模な不正調査や第三者委員会といった業務に事務所全体で日常的に従事しているほか、企業犯罪や贈収賄等の特捜部事件弁護において豊富な経験を有しています。

さらに、日本銀行、金融庁、公正取引委員会、消費者庁、個人情報保護委員会、衆議院法制局、地方公共団体等、政府・当局等への出向者・勤務経験者が数多く在籍しており、金融関連法・FinTech、独占禁止法、消費者法、個人情報保護法等の各専門分野で、強みを発揮しています。

また、社外役員、司法研修所教官、法科大学院教員、弁護士会会長等の歴任や、海外ローファーム、公設系法律事務所、民間企業経験者（社内弁護士を含む）等のさまざまな経歴を有する弁護士が所属しており、そうした多様な執務経験を活かしながら、高度の専門性を追求しています。

充実した海外法務チーム

当事務所は、海外案件を幅広く取り扱っていますが、そのなかでも、米国法務と韓国法務に特色を有しています。

米国企業との取引を行う日本企業、米国進出を計画する日本企業、現地の日系企業等により充実したリーガルサービスを提供すべく、当事務所は、2018年春、米国カリフォルニア州ロサンゼルスに「のぞみロサンゼルスオフィス」を開設しました。現在、のぞみロサンゼルスオフィスには、米国の弁護士資格を有し、米国ローファームでの執務経験を有する弁護士2名が所属しており、東京オフィスや世界各国の法律事務所の弁護士とも協働しながら、クロス



ボーダー M&A をはじめとするさまざまな分野において日本企業・日系企業のサポートを行っています。

韓国法務について、当事務所では、3名の弁護士が、韓国語対応も含め常時さまざまな案件を取り扱っています（2名は韓国法律事務所での執務経験も豊富）。特に、コーポレート・M&A、IT、エンターテインメント、韓国子会社での調査案件などについて、韓国のさまざまな法律事務所や会計事務所等とも協働しながら、日々対応しています。

コロナ禍で闘うクライアントへの還元 ——共に成長する存在に

当事務所では、ウェブサイトにおいて最新の法令・ガイドラインや判例の動向等について解説したニュースレターをアップロードしているほか、クライアントや親交のある関係者の皆様に対しては、メールマガジンを配信しています。

また、定期的に、クライアント等の皆様に向けて無料のOne-Point ウェビナーを実施し、企業法務や法改正に関する最新情報を紹介し、当事務所が集積したナレッジのクライアントへの還元に努めております。

コロナ禍においては、ニュースレターおよびメールマガジンにおいて「新型コロナウイルス感染症への対応」をテーマに特集を組み、バーチャル株主総会、不可抗力条項、労務問題等について情報配信したところ、非常に多くの方々から高い関心をもってご覧いただき、実際に、コロナ問題に起因する多くの案件のご依頼・ご相談がございました。前述のOne-

Point ウェビナーでは、諸外国のコロナ対策や感染状況に応じた企業の動向などについても紹介し、クライアント企業に参考になるよう情報を提供しています。

また、人々のストレスの高まるコロナ禍においては、メディアやSNSで行われるやりとりも変容しており、あらゆる人・企業が思わぬ形で名誉毀損の加害者にも被害者にもなり得ます。当事務所では、さまざまな類型の名誉毀損その他のメディア・ネット関連の企業法務案件に対応しています。

ウィズ・コロナの時代においては、ITの発展ともあいまって、人々の生活様式や企業のあり方も急速に変わり続け、さまざまな分野において、新たな法律問題が生じることが予想されます。

我々のぞみ総合法律事務所は、各法分野での専門性を追求しながら、今後も、最新の実務に基づくリーガルサービスの提供や最新情報の発信等の活動を通じて、ウィズ・コロナの時代で闘う皆様の一助になることができると考えております。そして、クライアントの皆様からの個別案件の依頼にお応えするのみならず、それを超えて、共に成長し、力を合わせて歩みを進めて行けるような存在でありたいと考えています。

のぞみ総合法律事務所

弁護士数:36名(2020年11月現在)
代表弁護士:矢田次男(第一東京弁護士会)
〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目2番地ヒューリック麹町ビル8階
TEL:03-3265-3851
URL:https://www.nozomisogo.gr.jp/



のぞみ総合法律事務所は、東京都千代田区および米国ロサンゼルスにオフィスをもつ、企業法務全般を取り扱う法律事務所です。「依頼者の“のぞみ”を叶える専門家集団」をポリシーに、質の高いリーガルサービスの提供を追求しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでのご相談にも対応しております。当事務所へのお問い合わせは、当事務所ウェブサイトの問い合わせフォーム(https://www.nozomisogo.gr.jp/contact)までご連絡ください。案件や法律相談のご依頼のほか、セミナー・社内研修の講師依頼や、当事務所のニュースレターに関するお問い合わせも随時受け付けております。

弁護士法人久屋総合法律事務所

あらゆる法的ニーズに迅速に対応 ——Best Practice 常に最高のリーガルサービスを

迅速かつ最良の法的サービスをご提供

弁護士法人久屋総合法律事務所は、愛知県名古屋市中区において、クライアント企業に対し、事業に伴う法律問題全般に関する広範なリーガルサービスを提供してまいりました。当事務所は、「Best Practice」の理念のもと、依頼者のニーズを的確に把握し、迅速かつ最良の法的サービスをご提供することで、百年先まで皆様のお役に立てる法律事務所でありたいと願っています。

当事務所は、2011年に川崎修一弁護士が愛知県名古屋市中区に「川崎修一法律事務所」を開設したことに端を発しております。その後、東京の大手企業法務系事務所出身の弁護士4名（牛島総合法律事務所出身の弁護士3名、シティユーワ法律事務所出身の弁護士1名）および明治学院大学法学部教授（研究分野：会社法、商法、金融法、国際取引法）を務める田澤元章弁護士が参画し、各弁護士が造詣の深い専門分野を有しながら総合法律事務所としての体制を整え、クライアント企業の利益の最大化を追求し続けております。

当事務所の取扱業務は、日本国内の事業に伴う法律問題、これらに関連する訴訟等の紛争解決手続その他企業法務全般に及びます。特に、訴訟・紛争解決、M&A、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、労働法務、契約法、倒産法務の分野等に力を入れております。

以下では、これら取扱業務のうち、「訴訟・紛争解決」、「M&A」、「労働法務」についてご紹介させていただきます。

訴訟・紛争解決

訴訟・紛争解決の案件は、当事務所の中心的な業務の1つです。当事務所の弁護士は、企業法務分野に関する先駆的かつ難易度の高い案件を多数手がけてきており、ご依頼いただくすべての案件について、複数名の弁護士が最適なチームを形成し対応いたします。

これまで当事務所が取り扱ってきた案件のなかには、商取引に関する売掛金請求や損害賠償請求といった一般的な紛争のほか、株主代表訴訟等の役員の責任追及に関する紛争、会社の支配権に関する紛争、役員の選解任に関する紛争といった会社の命運のかかった案件が多数ございます。

また、近年は、ソフトウェア・システム開発に関する紛争（ユーザー側、ベンダ側双方）や地中埋設物・土壤汚染に関する紛争等の専門性の高い案件も多数手がけております。この種の案件において、クライアント企業のニーズを実現し迅速に対応するためには、過去の裁判例等の法的知識に加え、クライアント企業の業務内容や当該分野特有の専門的な概念等に対する深い理解が求められ、紛争になった場合に裁判所が選任する専門委員や相手方当事者等と議論する素養も必要となります。当事務所には、これら専門性の高い案件に精通し、著名な事件の代理人業務を含む豊富な実務経験を有する弁護士が所属しており、日本全国のクライアント企業からお問い合わせをいただいております。

さらに、当事務所では、訴訟・紛争解決における知識・経験に基づき、クライアント企業に対し、各種情報配信やセミナー等を実施させていただくな



ど、予防法務にも注力しており、新型コロナウイルス感染症拡大後は、同感染症に関連する法的諸問題に対する対応について、将来的に予測される訴訟対応等をふまえた実践的な情報配信等をさせていただいております。

M&A

当事務所の弁護士は、M&Aについて、買収側・被買収側のいずれの立場からも数多くの案件に関与してまいりました。子会社等が複数存在する大規模企業間のM&A、中小規模の企業の短期間での買収、土壤汚染が疑われる工場の買収等、クライアント企業のニーズに応じたあらゆる状況の案件に迅速に対応いたします。

また、当事務所は、スキームの選択から法務調査（デューデリジェンス）、契約書の作成、法的手続の履践といったM&Aの実施に関する法的サービスだけではなく、表明保証違反を理由とする請求や各種損害賠償請求といったM&Aに起因する紛争についても精力的に対応しており、活きた知見に基づく実効性あるソリューションをご提供いたします。

労働法務

当事務所は、一貫して、企業側の立場で、人事・労働に関する法律問題の事前相談および紛争解決に

関与してまいりました。

当事務所では、労働法務においては紛争の予防が最重要であるとの理解から、人事諸制度・人事関係諸規程の策定・改訂、日常的な人事・労務相談、労務管理全般に関する研修に力を注いでおります。当事務所のクライアント企業のなかには、伝統的な日本型の人事・労務制度を有する企業のほか、フランチャイズ・チェーンや外資系企業といった特殊な人事・労務制度を有する企業もございいますので、各企業の特異性にに応じたアドバイスを提供させていただいております。直

近では、多くのクライアント企業から、新型コロナウイルス感染症に関連する人事・労務対応のご相談をお受けし、具体的な解決策等をご提案させていただきました。

また、当事務所は、団体交渉への使用者側交渉担当者としての出席、労働委員会における各種手続対応、労働審判・訴訟対応についても豊富な経験を有しており、労働法務の分野においても、迅速かつ最良の法的サービスをご提供いたします。

弁護士法人久屋総合法律事務所
 弁護士数：6名（2020年11月現在）
 広告責任者：川崎修一（愛知県弁護士会）
 〒460-0003
 愛知県名古屋市中区錦二丁目2番2号名古屋丸紅ビル12階
 TEL：052-212-7640
 URL：http://www.hisaya-law.jp/
 Mail：info@hisaya-law.jp

久屋総合法律事務所

2011年に川崎修一弁護士が愛知県名古屋市中区に「川崎修一法律事務所」を開設。15年、中村裕介弁護士の参画を機に事務所名を「久屋総合法律事務所」に変更。17年4月に法人化、18年4月に名古屋丸紅ビルに移転し、現在に至る。所属弁護士のうち3名は牛島総合法律事務所出身、1名はシティユーワ法律事務所出身。代表の川崎修一弁護士は東証一部上場企業の社外役員等を歴任し、カウンセラー弁護士の田澤元章弁護士は会社法・商法等の研究者として明治学院大学法学部教授を務める。面談での相談のほか、電話会議やオンライン会議による相談も対応可能。

フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの 資金調達、IPO 準備・審査対応から上場企業法務・ M&A までをシームレスに対応

ベンチャー・スタートアップ 企業法務と IPO

当所は、上場企業および上場準備企業を主たるクライアントとして、基本的に顧問弁護士という立場で（一部社外役員として関与している会社もあります）、IPO（新規株式上場）や M&A 案件を中心に手掛けています。

IPO は企業が飛躍的な成長を遂げるための有力な手段の 1 つです。当所では、蓄積された知見や経験等をふまえ、上場審査で企業に求められるコンプライアンス体制およびコーポレート・ガバナンス体制の整備、監査法人や証券会社等の指摘事項の対応、上場審査そのものに対する対応等のリーガル・サポートを行っています。

その結果、当所開設以来、直近 9 年間で 50 社以上の顧問先等が IPO を果たされ、30 社ほど（IPO と重複もあります）の顧問先等が東証一部へ市場変更されました。2019 年はわが国において 86 社が IPO をしていますが、うち 9 社を当所で手掛けました。ここ数年、わが国の年間 IPO 件数は 80 社から 90 社程度の水準で推移していますので、IPO 市場で 10% 程度のシェアを占めていることとなります。本年も 11 月時点において、6 社の顧問先が IPO を、7 社の顧問先等が東証一部市場変更を果たされ、他に上場承認が下りている顧問先もあります。証券会社、監査法人、信託銀行、印刷会社、IPO コンサルタントや土業の方等の IPO 関係者からクライアントを紹介されることが多く、IPO 関係者からこれまでの実績が高く評価されていると自負しています。

当所の顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュ

リティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙など多岐にわたります。IT を駆使してイノベーションを起こしたり、テクノロジーを開発したりする、X-Tech 企業や R&D 企業も多く、AI の研究・開発をしている会社、企業で使用するさまざまなシステムを SaaS（Software as a Service）で提供している会社、遠隔診療や電子カルテ等を提供するヘルスケア関連の会社、再生医療を提供する会社からウェブサイトに対するサイバー攻撃を防御するサイバーセキュリティサービスで IPO を果たした会社もあります。

その多くは、ベンチャー・スタートアップ企業ですが、中には、一度 PE ファンドに EXIT した企業や創業数十年の老舗企業もあります。

当所では、上場申請を行う期（申請期）の 2 期前（直前々期）くらいからご依頼いただく顧問先が多いですが、視座の高い会社などはシリーズ A（ベンチャー・キャピタルから本格的に資金調達する最初のラウンド）やシリーズ B（同じく 2 番目のラウンド）から顧問弁護士のご依頼をいただくこともあります。

上場企業法務と M&A

当所では、IPO 後もそのまま顧問契約を継続するのが通常で、上場前後を問わずシームレスに対応しています。その結果、毎年、上場企業の顧問先も増加していて、現在、40 社以上の上場企業の顧問先等があります。成功している企業は例外なく IPO を果たしていることを実感しています。

上場後は、事業や人事労務や知的財産等に関する通常の相談のほか、他社との提携、ディスクロー



ジャーやインサイダー関連の相談に乗る機会も多く、株主や株主総会の対応・対策等も行っています。

また、上場企業の成長戦略の一手として、M&A が選択されることも多く、当所では、スキームの策定・スケジュール管理、法務デュー・ディリジェンス（DD）、契約書の作成等を通じて、適正な M&A のためのリーガル・サポートを行っています。株式譲渡、事業譲渡、株式交換、第三者割当（出資）等を多く手掛けてきましたが、それ以外にも持株会社化や組織再編のための株式移転や会社分割等も手掛けています。

M&A 案件は、もともと M&A コンサルティングファーム・M&A 仲介会社や公認会計士からの紹介が多かったのですが、ここ数年は、IPO した顧問先からの依頼が急増しています。こういった M&A 案件は、大小合わせて 2019 年だけでも 30 件ほど、2020 年も同数かそれを超える数の案件を手掛けています。

人材採用と育成

現在、当所には弁護士が 15 名、司法書士 1 名が在籍しています。それぞれが人事労務、IT・知的財産権、不動産、AI やロボット、バイオ・ヘルスケアなどの得意分野を持ち、案件ごとに 2～3 名がチームを組んでリーガル・サポートを行っています。

当所の人事面での大きな特徴は、「生え抜き」を育てることです。弁護士の世界は職人技のようなと

ころがあり、法律的な考え方から調べ方、クライアントへのアウトプットの仕方やコミュニケーションの取り方に至るまで、弁護士登録直後の数年間で身に着けたことがその後の数十年を左右します。そのため、当所では新規登録弁護士または登録後数年以内の弁護士を採用し、クライアントとの窓口、相手方弁護士や裁判所との窓口等を担当させるなどして「生え抜き」を育てる方針をとっています。

コロナの影響

2020 年 3 月から 4 月までは、新規上場を承認されても株価が思うように付かず、上場申請を取り下げる企業が相次ぎましたが、同年 6 月以降は株式市場や株価が復活し、新規上場した企業の株価も好調です。IPO を果たす企業数も順調に伸び、当所にも IPO 準備中の会社からの顧問弁護士の打診が急増しています。

また、M&A 案件はコロナ禍でもコンスタントにありましたが、2020 年夏以降は例年以上に急増しています。

IPO も M&A もこのまま堅調に伸びていくという傾向はしばらく続くものと考えています。

フォーサイト総合法律事務所

弁護士数：15 名（2020 年 11 月現在）
代表パートナー弁護士：大村健（第二東京弁護士会）
〒100-0011 東京都千代田区千代田 1-3-3 内幸町ダイビル 9 階
TEL：03-6457-9481
URL：info@foresight-law.gr.jp MAIL：info@foresight-law.gr.jp

フォーサイト総合法律事務所

Foresight Law Office

当所は、生え抜きの弁護士 15 名と司法書士 1 名が所属し、上場企業および上場準備企業に関する企業法務を中心に手掛け、顧問先は、IT、AI・IoT、ロボット、セキュリティ、VR/AR・エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙等のベンチャー・スタートアップが多い。直近 9 年間で、50 社以上の顧問先等が IPO を果たし、30 社ほどの顧問先等が東証一部に市場変更している（IPO と重複もある）。上場企業の顧問先等も 40 社以上ある。そのほか、毎年 30 件以上の M&A 案件を手掛ける。

フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所 フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)

コロナ危機を糧に、チャンスをつかみ将来のビジネスを成長させるためのリーガル・サービス

フレッシュフィールズについて

フレッシュフィールズは275年超の歴史を有し、アメリカ、ヨーロッパ、アジア、中東の28都市に2,800名超の弁護士を擁する国際法律事務所です。

企業法務・M&A：約900名の弁護士がM&A、JV、事業再編等に取り組んでいます。クロスボーダー取引を得意とし、Chambers and Partnersのグローバルやさまざまな地域・国のM&A部門でBand1を獲得しています。金融取引を専門とする弁護士や数々のグローバル特許訴訟を手掛けた知財弁護士も擁します。

独禁法・貿易：約300名の弁護士が企業合併規制、カルテル等違法行為捜査、独禁法訴訟等に取り組んでいます。すべての独禁法分野で世界トップクラスのサービスを提供できる数少ない法律事務所の1つで、Who's Who Legalから16年間Global Competition Law Firm of the Yearを受賞しています。

国際仲裁：約140名の仲裁専門の弁護士が、商事紛争から国際条約に関する紛争まで幅広い国際仲裁を取り扱っています。Global Arbitration Reviewの国際仲裁のランキングでは過去12年間で8回トップの座を獲得しています。

調査：当局や検察側の経験を有する弁護士を擁し、詐欺や贈収賄・汚職、経済制裁等に関する当局の調査等を取り扱います。これまで世界の800件超の調査に関与しました。

米国：急増するテクノロジー案件に対応するため2020年にシリコンバレー事務所を開設しました。これにより、ニューヨーク、ワシントンDC、シリコンバレーの3拠点に、米国でM&AおよびM&A関連訴訟のトップローヤーと評される Boris

Feldman と Ethan Klingsberg、テクノロジーおよびライフサイエンス業界の著名なM&Aを手掛けてきた John Fisher、司法省で多数のM&A案件を担当した Eric Mahr、CFIUS 議長を務めた Aimen Mir 含む当局幹部経験者を擁する強靱な米国ブラクティスが生じました。

日本企業のサポート

1 クロスボーダーM&A

新型コロナ禍で厳しい状況に直面する企業は各地で急増し、日本企業にとって魅力的な事業を買収する機会が訪れていますが、このような危機的状況にある企業の事業の買収 (Distressed M&A) は特殊で通常のM&Aより複雑です。一方、事業ポートフォリオの見直しとしてノンコア資産・事業の売却を検討する日本企業も増えています。事業を切出して (カープアウト) 売却するにはさまざまな検討項目があり、高いスキルと経験を有するアドバイザーを使わないことが、オークションでの敗因、M&A実施段階での失敗、さらにはクローズ後の思わぬ破綻に繋がった例は珍しくありません。

東京オフィスでは日本、ドイツ、米国、英国等、さまざまな国の弁護士資格を有する弁護士が日本企業のクロスボーダーM&Aに取り組んでいます。世界トップクラスの実績を有する海外オフィスや協力関係にある現地の弁護士との連携により、前記のような難しい取引を含む日本企業の複雑なクロスボーダー取引をサポートします。

2 独禁法・貿易・海外投資規制

新型コロナウイルスは、さまざまな形で規制の急激



な強化、変貌をもたらしました。M&A 審査では暗黙のナショナリズムが影を落とし、「破綻企業の抗弁」という今までハードルの高かった理論が見直され、データや将来のR&D等審査のベースも急激に変化しています。調査分野でも、今まで日本企業が殆ど注意を払わなかったカルテル以外の分野での調査が増えています。また、欧米以外の新興当局による調査は、予見可能性の低さ故に日本企業の海外進出の大きな懸念材料になりつつあります。欧州では米国に続き、海外企業の域内企業の買収や域内での活動に制限をかけ得る新ルールが策定が進んでおり、これを見込んだ投資計画が不可欠になっています。日本企業間の取引や日本の公取対応であっても、海外の規制当局を意識した視点や最新の情報を持たずに進むことが致命的なリスクとなる時代になっています。

東京オフィスでは、複数の政府出身者や欧州の弁護士を含む海外での実務経験が豊富な専門家が、企業結合規制、当局のカルテル調査、事業者間の提携による競争制限規制等、独禁法に関する問題の他、海外の「Japan デスク」の専門チームとも連携し、日本の公取や海外当局による M&A 審査や捜査案件に取り組んでいます。

3 国際仲裁

紛争・訴訟の面からは、今後、M&A に関する紛争、集団訴訟および集団請求、契約による請求権に関する訴訟、投資協定仲裁等が世界で増えると考えられます。当事務所には紛争や訴訟、仲裁を専門とするグループが、世界中の紛争案件に取り組んでい

ますが、特に国際仲裁分野では世界でもトップクラスの評価を頂いています。東京オフィスの国際仲裁チームは、新型コロナウイルス感染拡大が始まった時期から、契約上の義務の免除や不可抗力条項、融資契約やM&A契約のMAC条項等に関するサポートをクライアントに提供しています。また、同チームは、国際仲裁の他、調停、民事訴訟、調査案件にも携わっています。今後も、前記を含む日本企業が海外で直面する紛争問題について注力していきたいと思っています。

4 調査・経済制裁への対応

米国新政権下では、米国FCPAが再び強まると予想されています。東京オフィスには経済制裁、贈収賄および汚職、詐欺ならびに会計上の不正行為等の調査対応を扱う専門家が所属しており、米国や欧州、中国、香港オフィスのチームと協力し、日本企業のグローバルなコンプライアンス・ポリシーの策定・実施や規制当局からの調査・社内調査への対応をサポートしています。今後も日本企業に広範な影響が予想される経済制裁の分野については、さらに注力していきたいと思っています。

フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所
フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
代表弁護士: 中尾雄史 (第二東京弁護士会)
〒107-6336 東京都港区赤坂5-3-1 赤坂Bizタワー36階
TEL: 03-3584-8500 URL: www.freshfields.com



Freshfields Bruckhaus Deringer

フレッシュフィールズは、日本、米国、英国、ドイツ、イタリア、フランス、ベルギー、オーストリア、オランダ、スペイン、ロシア、アラブ首長国連邦、バーレーン、中国、香港、シンガポール、ベトナムの主要都市に事務所を構える。世界中のどの国のどのような案件であっても、優れた現地の法律事務所と密接な協力関係を結ぶことにより、質の高いサービスをシームレスに提供する体制を築いており、150以上の国の案件を取り扱う。日本において最も早く業務を開始した国際法律事務所の1つで、東京オフィスには、日本、ドイツ、米国、英国、オーストラリア、NZ、カナダ、中国等、さまざまな国の弁護士資格を有する約30名の弁護士が所属。

桃尾・松尾・難波法律事務所

真に依頼者から信頼される法律事務所
——高い専門性を有するゼネラリストとして、
依頼者とともにコロナ禍に立ち向かう

事務所概要

桃尾・松尾・難波法律事務所は、「真に依頼者から信頼される法律事務所であること」という理念を掲げ、1989年に3名のネーミング・パートナーにより開設されました。

当事務所は、弁護士に対する企業の需要が拡大するなかで、社会・経済情勢の変化に伴って変遷する依頼者のニーズに応じ、訴訟・仲裁、会社法、独占禁止法、M&A、事業再生、労働法、知的財産権、コンプライアンスなど、あらゆる分野にわたり、充実したリーガルサービスを提供してきました。当事務所には、さまざまな分野において専門性を有する弁護士が所属しており、依頼者が求める多様なニーズに的確・迅速に対応することができる体制を整えております。依頼者の業種や業態も、国内・外資系を問わず、国際的な大企業から投資ファンド、ベンチャー企業等の中小企業、さらには個人まで、多岐にわたっております。

当事務所では、多くの弁護士が海外留学経験を持ち、グローバルな商取引、M&Aや紛争などにも対応しております。当事務所は、全世界約150都市の法律事務所が参加する国際的なネットワークである「INTERLAW」に所属し、海外弁護士の協力が必要な案件についても適時に対応することが可能です。

当事務所には、現在、約50名の弁護士が所属しており、オフカウンセルとして、2名の元裁判官、1名の元検察官が所属しているほか、外国弁護士2名、アドバイザーとして公正取引委員会の出身者が在籍しております。

事務所の理念について

現在、国内法律事務所の大規模化が進んでいますが、当事務所は、スタッフを含めた所員同士がそれぞれの人柄や仕事を理解・信頼し、互いにフォローし合える関係性を維持させるとともに、開設以来築き上げてきた事務所の文化を維持・共有しながら、着実に成長していく方針です。そのため、急激な規模の拡大は行わず、幅広い業務範囲と専門性を兼ね備えた、真に依頼者から頼りにされる中規模法律事務所という独自性を持った事務所として、さらに発展していきたいと考えております。

コロナ禍に立ち向かう

2020年は、新型コロナウイルス感染症の拡大という過去に経験のない危機が発生し、経済の状況も目まぐるしく変動しました。事業に深刻な影響を受けた企業も少なくありません。当事務所に寄せられる案件や法律相談も、間接的なものも含めれば、コロナ禍の発生に起因しているものがかなり増えております。

一例をあげると、コロナ禍により生じた契約上の問題に紛争事例、経営難に陥った企業への支援策や債権管理、在宅等の勤務スタイルの変化に伴う労務管理の問題などですが、これらに限らず、あらゆる業界・分野において新たな法律問題が生じています。当事務所では、コロナ禍への対応事例について、所内で随時情報交換を行っており、依頼者に対する情報提供を充実させております。



コロナ禍で生じた新しいトピック

当事務所が関与した、コロナ禍で生じた幾つかの新しいトピックについて紹介します。

1 国際仲裁

コロナ禍により世界の紛争解決システムも大きな影響を受け、多くの国の裁判所が期日の取消し・延期を余儀なくされるなか、準備会合期日や証人尋問までウェブ会議システムで実施すること（「バーチャル・ヒアリング」あるいは「リモート・ヒアリング」と呼ばれています）により遅延なく審理を進めることが可能という観点から、紛争解決手段の選択肢としての仲裁手続に注目が高まっています。

日本においても、2018年2月に一般社団法人日本国際紛争解決センター（Japan International Dispute Resolution Center, “JIDRC”）が誕生し、ウェブ会議システムを利用したさまざまなスタイルの審問にも対応できる最先端の設備を備えた審問施設がオープンしました。

当事務所の弁護士は、JIDRCのウェブ審問部会の一員として、世界各国の仲裁機関・審問施設・仲裁人協会・法律事務所におけるリモート・ヒアリングに対する取組みを調査し、報告書を作成するとともに、オンライン審問手続におけるモデル合意書案の作成にも関与しました。また、実際の仲裁事件においても、対面での審問とオンラインでの審問を組

み合わせた（ハイブリッド方式）証人尋問に当事者代理人として関与しました。

2 バーチャル株主総会

コロナ禍の影響は、2020年の上場企業の株主総会を巡る手続に大きな影響を与え、企業は大変悩ましい対応を迫られることになりました。

多くの株主総会では、慎重に検討した結果、株主の出席に一定の制限をかけるとともに、議事運営を短縮化して行うなどの工夫が行われました。同時に、インターネット上でのライブ配信を採用したり、

経済産業省が公表したガイドラインに従って、ハイブリッド型バーチャル株主総会として実施したりする例もありました。

当事務所は、株主総会アドバイスに関して豊富な経験を有しており、コロナ対応総会においても、依頼者に対し、適切なリーガルサービスを提供してまいりました。

おわりに

今後も「コロナ以前」の状況には完全に戻ることがないとも言われています。当事務所は、コロナ禍により生じた新たな法律問題にも対応し、依頼者に真に信頼される事務所として発展していきたいと考えております。

桃尾・松尾・難波法律事務所

弁護士数：弁護士51名、アドバイザー1名、外国弁護士2名
（2020年11月現在）
代表弁護士：難波修一（第一東京弁護士会）
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル
TEL：03-3288-2080 FAX：03-3288-2081
URL：https://www.mmn-law.gr.jp/
Mail：mmn@mmn-law.gr.jp



山下総合法律事務所

仕事と心の重荷を共に担うプロフェッショナル ——クライアントの成功を支える助け手として

3つの使命と“Going extra mile”の心意気

山下総合法律事務所は、2016年8月に代表弁護士の山下と2名の秘書スタッフでスタートしましたが、2020年11月現在、弁護士10人（中国弁護士の厳を含む）と秘書スタッフ6名が所属しています。伝統的な企業法務、企業のグローバル活動を支える国際法務、そして証券・金融を含む最先端法務を主要な業務分野としています。

当事務所は、①社会と人々に一致と平和をもたらす、②クライアントの仕事と心の重荷を担う、③構成員が伸びやかに活躍して最大の成果をあげる、という3つの使命を果たすべく、日々、執務に励んでおります。

使命の実現のために胸に刻んでいるのは“Going extra mile”です。「一緒に1マイル歩いてください」と頼まれたら1マイル歩くのが「普通の仕事」です。しかし私たちは「さらに1マイル一緒にしましょう」と声をかけるような仕事と関係作りを心掛け、最後の最後までクライアントに寄り添い、助けることを信条としています。“Going extra mile”は、実は聖書に由来し、米国の一流企業もポリシーに掲げていますが、私たちは、これを弁護士の評価項目とするほど重要なものと位置付けています。

企業の担当者は色々な重荷を負って相談にいらっしゃいます。「問題があるから進みにくい、しかし上層部や事業部門の意向も無視できない」……そんなとき、私たちは、法的に正しいことは勿論のこと、社内外を取り巻く状況をふまえて助言し、担当者が会社で自信をもって方向性を示せるよう、一緒になって徹底的に考えます。関係者が多く情報が錯綜するときは、積極的に情報を吸い上げる交通整理

役も果たします。目の前にいらっしゃる担当者を大切にしながら、クライアントのやりたいことの実現を助けることが、私たちの強い思いです。

伝統を土台として、 新しい分野に挑戦する

当事務所は、伝統的なコーポレート案件を強みとしつつ、「本邦初」の案件も経験してきました。代表的な例は「新株発行・自己株式処分を併用した公開買付け（TOB）」と「退任日解除型RS」です。

前者は著名投資家が企業買収を行う際に考案・実施されたスキームで、金融当局と何度も深夜に議論を重ねてようやく実現した、たいへん思い出深い案件です。

後者は近時拡大している譲渡制限付株式（RS）の一種で、株式報酬でありつつ退職所得として税務メリットを得られる効果的なスキームです。当事務所の小澤が発案し、前例のない税務照会を経て、RSでも主流となってきています。若い弁護士の発案が実を結んだことに加え、共に開発したクライアントの担当部署が社内表彰を受けたことも、非常に喜ばしいものでした。若手が活躍し、クライアント・担当者が社内外で評価される。これこそが私たちがやりたいことで、感慨もひとしおでした。

生体認証やオルタナティブデータを取り扱う最先端のベンチャー企業をサポートしていることも、当事務所の特徴の1つです。経営者や担当者の方々の勢い、アイデア、着眼点の鋭さにはいつも驚かされ、刺激を受けます。私たちは、経験から上場企業にかかわる法務の作法を知っています。ベンチャー企業が、草創期から成長期を経て、大企業と肩を並べる成熟期に至るまで、ステージに応じた適切なサポートを届けたいと考えています。



顧客の成功を助ける ガーディアンでありたい

（山下）ビジネスにおけるコロナ禍の本質は、コミュニケーションの支障と先の見えない不安に集約されます。こんな時こそ、私たちがトラブル対応やリカバリーの方法を考えて、コロナ禍に伴う悪影響を食い止める。法的な武器、精神的なサポート役として、クライアントが安心して変化に対応できるように助言する。リモートワークで複雑化した社内のコミュニケーションを円滑にするため、あらゆる状況や質問を想定して「一度で次のアクションに進める」回答を示す。不安で不安定な時だからこそ、当事務所の果たす役割は大きいと考えています。

（立川）私は、クライアントへの駐在を通じたサポートをしています。社内相談への対応は勿論のこと、顧客訪問に同行し、共同で案件を進められるようその場で法的論点を整理することも行っています。また、インフォメーションセンターとなって、担当弁護士・クライアント間のコミュニケーションを取り次ぐのも重要な役割です。心掛けているのは、「声をかけやすい弁護士」です。

コロナ禍のなかで増えた質問は、「書面でなければならぬか」、「会って手続をしなければならないか」の2つです。会社法を含め、ほとんどの法令はコロナ禍のような物理的隔離が必要な特殊な状況を想定していません。リモートワークが推奨されるなか、どのように法的要請を満たしつつ手続を最適化できる

か、きめ細やかで具体的な助言を心掛けています。

（厳）私の役割は、日本の弁護士とクライアント（中国企業等）との架け橋となることです。スムーズなビジネスの実行には、単に法律文書の翻訳のみならず、日中間の文化やビジネス上のギャップへの理解と、これを埋める努力が不可欠です。両者が納得するまで話を聞き、説明を尽くすことで、当事務所の理念を実践しています。

日中で新型コロナの流行期に時間差があったことによる温度差をふまえ、現実的な対応の着地点を見出すことも課題となり

ました。当事務所では、緊急事態宣言の前には、秘書も含めて事務所全体でテレワークの体制を整えていました。そのなかで中国の大手企業から日本企業買収のためのデューデリジェンスを依頼され、クライアントと相談しつつ事務所一丸となって対応策を講じ、緊急事態宣言期間中に全対応をオンラインで完結しました。

（山下）コロナ禍では、成功のためのハードルが非常に高くなっていることを実感します。この暗い時代だからこそ、私たちはクライアントが成果を上げるお手伝いをするに全力を注ぎ、本当の意味での安心と満足を提供したいと願っています。

（山下・立川・厳）

山下総合法律事務所

弁護士数：9名 外国弁護士：1名（2020年11月現在）
〒104-0031 東京都中央区京橋2-7-14 ビュレックス京橋7階
TEL：03-6268-9511
URL：http://www.y-lawoffice.com

山下総合法律事務所

YAMASHITA LAW

2016年8月設立。主な取扱分野は会社法・金融商品取引法、M&A・企業再編、株式報酬、国際取引、Fintech法務、訴訟・紛争対応など。設立4年という比較的若い事務所だが、クライアント層は、上場企業・金融機関を中心に、国内中堅企業・新規ベンチャー企業に至るまで幅広い。新型コロナウイルス禍においても、早期に全体テレワーク体制を導入して、弁護士・秘書ともにリモート対応とフィジカル対応を併用しつつ、クライアントへの最適な助言・支援を提供し続けている。

One Asia Lawyers Group / 弁護士法人One Asia

日本・アジアをつなぐワンストップの
法律のプラットフォームを創造する
—アジア一円のコロナに関する最新の法制度・法令状況を包括的に提供

日本・アジアの法律アドバイスを ワンストップで提供

アジアの経済発展や人口増加等に伴い、アジア各国に展開する日本企業が増加を続けています。One Asia Lawyers Group は、東南アジア・南アジアなどのアジア各国の法律情報を、ワンストップでシームレスに提供するために設立された法律事務所グループです。当グループは、現在、日本国内（東京・大阪）の他に、ブルネイを除くすべての ASEAN 加盟国、インドを中心とした南アジア各国、そしてオーストラリア、ニュージーランド、イギリス等の 19 カ国にオフィスを展開しています。そして、それぞれのオフィスに日本法弁護士・専門家を配置し、現地の法律事務所と緊密に提携しながら、アジア太平洋地域に展開する日本企業にワンストップのリーガルサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group の特徴は、アジア各国の現地に根付いたリーガルサービスの提供です。たとえば、当グループのシンガポールにおいては、日本・シンガポール法両資格を有する、シンガポール裁判所で代理が可能な日本人弁護士等が揃っており、タイ・ベトナム・ラオスなどの英語が公用語ではない法域においてはタイ語・ベトナム語・ラオス語などの現地言語にも堪能で、現地在住経験が長い経験豊富な日本人専門家が揃っております。さらに各国在住の日本人メンバーは現地において 10 年以上居住したメンバーも揃っており、アジア現地における法律実務、商習慣に精通した専門家が現地法慣習に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供しています。そして、そのネットワークを活かして、日本本社、シンガポールやタ

イの統括会社等にワンストップのリーガルサービスを提供しています。

日本・アジア各国のコロナに関する 最新情報を提供

コロナ禍において、当グループはいち早く、アジア各国におけるコロナに関する最新情報の提供を行うことを決定し、当事務所ウェブサイトのニューズレター、ウェビナーを利用して、ASEAN・南アジア各国に展開する日本企業がコロナ禍において、どのような対応を行えばよいかなど特に事業運営に関連する重要な情報を吟味して、幅広く情報を定期的に発信し続けてきました。たとえば、2020 年 4 月には、「日本・ASEAN・インド横断 新型コロナウィルス対応法務セミナー」、5 月には「アジア地域のコロナに関する最新情報と出口戦略」、「コロナウィルス対策の法務」などのウェビナーを提供し、また 4 月には「シンガポールにおけるコロナウィルスと不可抗力条項・フラストレーションの法理について」、10 月には「コロナ禍における取締役居住者要件の時限的緩和」などのニューズレターを発信しています。

さらに、アジア各国において「駐在員塾」を開催したり、E-Learning の仕組みを構築し、アジア各国の代表者、取締役や管理責任者等となった駐在員を対象に、コロナ禍においてどのような対応を行わなければならないのかなどについてのウェビナーを提供しています。

また、アジア各国の企業に対する債権回収の依頼が増加するのに伴い、7 月から 8 月にかけて「アジア各国における債権回収シリーズ」（全 8 回）を開催し、債権回収・相手企業の倒産に対応する方



法などについてのレクチャーを提供しました。

このように、さまざまな方法を利用して、当グループは、従前どおりのリーガルサービスを提供することはもちろん、コロナ禍において日本企業がどのような対応を行わなければならないのか、どのような法改正が行われたのかについて実務的な最新情報を提供しています。

大学・教育機関との連携

当グループはコロナ禍のなかでも次世代の育成・教育にも力を注いでいます。具体的には、ASEAN・南アジア各国のメンバーが講師となり、2020 年 7 月・8 月には神戸大学において「アジアにおける紛争解決・M&A・フィンテック・コンプライアンス・個人情報保護法」等をテーマに、5 月には一橋大学において「アジアにおける国際仲裁・紛争解決」をテーマにオンラインにて講義を行いました。また、12 月・2021 年 1 月にも神戸大学において「アジアにおける紛争解決」をテーマに集中講義を開催する予定です。

さらに、当グループは、神戸大学等と提携し、現在、関西地区にオンラインでも対応できるリーガルクリニックの開設の準備も行っており、アジアに進出する企業のサポート・人材の育成にも力を入れています。

今後の展望／ アジア拠点・ 国内拠点の増設・強化

当グループは、2020 年 10 月に、オーストラリア・ニュージーランドにオフィスを開設しました。また、日本国内においても、3 月から大阪を加えて国内 2 拠点体制をとっています。今後は、アジア各国におけるチームの強化・増強に努めるべく、日々研鑽を積むとともに、アジアオフィス・メンバーオフィスの増設を予定しております。

かように、当グループは日本企業のアジア進出や展開の支援をより深く、より幅広く行う予定です。また、国内メンバーの強化はもとより今後は福岡・名古屋などの日本国内の拠点の増設を行い、国内法務もより充実させていく予定です。

One Asia Lawyers Group / 弁護士法人One Asia

弁護士・スタッフ数：約 300 名（シンガポール 23 名、タイ 19 名、マレーシア 10 名、インドネシア 13 名、ベトナム 22 名、フィリピン 20 名、カンボジア 38 名、ラオス 7 名、ミャンマー 20 名、南アジア 25 名、オーストラリア・ニュージーランド 60 名、東京 40 名、大阪 9 名）（2020 年 11 月現在）
代表弁護士：栗田哲郎 土取義朗（第二東京弁護士会）
〒100-6090
東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 31 階
TEL: 03-6550-9000
URL: <https://oneasia.legal/>
Mail: info@oneasia.legal



ONE ASIA
LAWYERS

One Asia Lawyers Group はアジア各国のリーガルアドバイスを、シームレスに、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のアジア法務特化型の法律事務所です。2020 年 4 月には大阪事務所を、10 月にはオーストラリア・ニュージーランドオフィスを開設しています。

弁護士法人イノベンティア・ 特許事務所イノベンティア

変革を求められる企業のビジネス、
技術革新を支える

企業の新たなビジネス戦略と知的財産

新型コロナウイルスの流行は世界を大きく変え、企業も大きな変革を迫られることになりましたが、新しい働き方のもとでの企業の新たな取組みのなかには、技術や知的財産が関係する課題も多くあります。たとえば、ポストコロナを見据えた他の企業や大学との共同研究や共同開発、新しいIT設備の開発や導入に伴うライセンスの取得、インターネット配信や業務の効率化のための著作物の利用などにおいては、知的財産権への配慮が不可欠です。また、技術やアイデアを持っている企業においては、今後増えていくであろう他社との協業において、自社の技術やノウハウをいかにして守り活用していくかにつき戦略を立てたうえで、自社の事業に組み入れていく必要があります。

イノベンティアは、設立時から企業の知的財産権の取得と活用を業務の柱としており、知的財産の専門集団として、こうしたポストコロナの新しい企業ニーズをワンストップでサポートしています。

新しい働き方のもとでの クライアントサービス

多くの企業がテレワークを含む新しい働き方に移行していますが、イノベンティアでは、創業時よりリモートワークを取り入れ、クラウドや各種コミュニケーションツールを積極的に導入した結果、パンデミック下でも職員の安全を確保しつつ、クライアントの皆様に対し迅速に柔軟なサービスを提供することができました。今後も、クライアントの皆様の状況に応じ、適切かつ迅速なリーガルサービスを提供できるよう日々体制を見直してまいります。



また、新型コロナウイルスの影響により対面で専門的な情報を交換する機会が失われていますが、イノベンティアでは、引き続き、さまざまな形で質の高い専門情報を発信し、企業の法務部・知財部の皆様のお役に立つ努力をしています。雑誌への記事掲載や論文の公表、書籍出版などのほか、ウェブサイト上の「イノベンティア・リーガル・アップデート」や、外部のメディアを通じ、オンライン情報の発信も積極的に行っています。さらに、朝の出勤前の時間を活用したセミナーである「イノベンティア・モーニング・ブリーフ」をオンライン開催に切り替えたのに加え、2020年7月より、新たに「リーガル・アップデート・ライブ」をウェビナー形式で開催し、最新の法律情報をお伝えしています（いずれも無料）。

弁護士法人イノベンティア・特許事務所イノベンティア
 弁護士数：弁護士15名（うち外国弁護士1名）、弁理士5名
 （2020年11月現在）
 代表弁護士（イノベンティアグループ代表）：飯島歩（第一東京弁護士会）
大阪事務所
 〒530-0001 大阪市北区梅田2-4-9ブリーゼタワー12階
東京事務所
 〒100-0006
 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館14階
 TEL：（大阪事務所）06-6346-7580（代表）
 （東京事務所）03-6261-6581（代表）
 URL：<https://innoventier.com>

弁護士法人内田・鮫島法律事務所

技術法務とオープンイノベーション

すべては20年前に覚えた違和感から

13年間の会社員生活を経てこの業界入りした私は困惑していた。「本来、法律業務はビジネスを円滑に、リスクなく進めるための手段であるにもかかわらず、多くの弁護士がビジネスに対するアドバイスに立ち入ることを忌避していた」からである。私の場合、技術と知財をも少々囁いていた。「知財業務も法律業務と同様、特定のビジネスについて競争力を向上させるための手段だとしたら、両者が同一平面で統合されたアドバイスを顧客に対して行うことが必要なのでは？」。

後に、この考え方は「技術法務」と命名される。2004年、現法律事務所を創業。創業目的は言うまでもなく、「技術法務を基盤とした法律業務を顧客に提供し、それができる人材を育成する」であった。

技術法務はビジネスコンサルティング

「技術法務」。それは一言で言うと、契約・知財・情報管理といった法的な方法論をもってビジネス上の課題を解決するためのコンサルティング・実務である。ビジネス上の課題の解決を目指す点では、ビジネスコンサルタントと何ら変わらない。ただ、彼らが経済指標・財務・マーケットデータなどのビジネス的な情報を用いて顧客を説得する代わりに、技術法務では特許データを用いてこれを行う（IPランドスケープ）。彼らが報告書をもって仕事の成果を表現する代わりに、技術法務では契約書のドラフトと特許のクレームをもってこれを行う。そして、時には、目指すべき法的状態を現実の世界で実現するために訴訟代理を行う。

瞬間風速 100件超えの 日々

典型案件／非典型・難易度の高い案件、経験豊富な弁護士／発展途上の弁護士という組み合わせのバリエーションがあるなかで、クオリティコントロールが極めて重要である。

私が若手弁護士のバックヤードにつき、逐一、「インターナル」と称する所内打ち合わせを開催し、案件ごとに進め方／考え方についてレビューをし（ゆえに、私の中では同時進行の案件数が100を超えることもざらにある）、必要な場面では、「ショートZOOM」と称する20-30分程度の顧客会議にも同席して、私なりの考え方を示していくのは、そういう理由である。

違和感を覚えてから20年余り、ようやく自分の思い描いた世界観が実現しようとしている。

※オープンイノベーションにおける技術法務の例については以下を参照ください。
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00434/111300025/>



鮫島正洋 弁護士

弁護士法人内田・鮫島法律事務所
 弁護士数：26名（2020年11月現在）
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-1
 虎ノ門ツインビルディング東棟16階
 TEL：03-5561-8550
 URL：<https://www.uslf.jp/>
 Mail：info@uslf.jp
 所属：東京弁護士会

外苑法律事務所

広い視野と柔軟な思考で、
ウィズ・コロナの課題解決に貢献

外苑法律事務所のご紹介

外苑法律事務所は、2020年4月、東京都千代田区丸の内皇居外苑に臨むオフィスに、4名のパートナー弁護士により開設されました。

菊地伸弁護士*および桑原聡子弁護士*は、森・濱田松本法律事務所パートナーを経て当事務所の開設に参画しました。菊地弁護士は、会社法を中心に、桑原弁護士は、M&AおよびM&Aファイナンスを中心に、国内外の取引案件・紛争解決案件に幅広く取り組んでおります。

飛松純一弁護士**は、森・濱田松本法律事務所パートナーを経て2016年に外苑法律事務所の前身となる飛松法律事務所を開設し、以来、国内外の紛争解決案件・規制法対応等を中心に幅広い分野を取り扱っています。

佐藤久文弁護士**は、裁判官として民事裁判・労働裁判を担当した経験を活かし、裁判を含む紛争解決および労働法を中心とする分野を取り扱っています。

激変する経営環境と法律事務所の役割

2020年の世界的なコロナウイルス感染拡大によって、企業の抱える経営課題や法リスクがかつてないスピードで変化し、また、顕在化しています。

外苑法律事務所は、期せずして2020年という歴史的な転換点に船出することとなりました。以来、感染拡大防止と株主との対話を両立させる株主総会運営、リモートワーク下での労務課題の解決、緊急事態宣言下でのTOB、各種契約の不可抗力条項の見直し、電子署名による契約実務の推進、事情変更に伴う契約紛争の解決といった企業が直面する課題



に取り組んできました。また、IT・AI技術の活用等を通じて大幅な業務の合理化・効率化を進めるとともに、リモート会議によって頻繁かつ親密に遠隔地のクライアントとも議論を深めることができました。

いま、クライアントの皆様は、経営環境の激変による経営上の課題に直面し、あるいは、ポストコロナの時代を先取りした新たなビジネス展開に踏み出しています。

私共も、広い視野と柔軟な思考で謙虚に、機動的に、皆様のご相談に取り組んでまいります。

* 第二東京弁護士会所属 ** 東京弁護士会所属

外苑法律事務所
弁護士数:6名(2020年11月現在)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治生命館(受付4階)
TEL:03-3212-1288(代表)
URL:https://gaienpartners.com/
Mail:contact@gaienpartners.com

外苑法律事務所
GA I E N

柏木総合法律事務所

60年以上にわたる国内外のクライアントのニーズに
応えてきた実績に基づくウィズコロナ、アフター
コロナ時代のリーガルアドバイザーを目指します

柏木総合法律事務所の理念

当所は、1959年に柏木薫弁護士(現・顧問)により開設されて以来、60年以上にわたり、国内大手企業をはじめ、国内外の中堅・中小企業から、事業取引や各種訴訟・仲裁等の代理等、多種多様な法律相談やコンプライアンス問題と紛争解決のご依頼をいただき、そのニーズに応じて参りました。

当所は、「1人1人の弁護士がプロフェッショナルであること」「個々の案件について丁寧に、責任を持って取り組むこと」を基本理念としています。また、弁護士のバックグラウンドの多様性は他の事務所にない特色であると考えます。弁護士登録と同時に加入した弁護士だけでなく、民間企業、国家公務員、国内大手法律事務所・外資系法律事務所での勤務経験者が多く在籍し、それぞれの経験や人脈を活かしながら活躍しています。また、各弁護士が企業法務、知的財産、渉外法務、労務等の専門分野を持ち、そうした個々の優れた専門知識が集約され、事務所としての「総合力」となっています。

近時の代表案件と法律相談体制

——コーポレート

東証二部上場の企業が株主2社から共同でTOBを受けた事案で、特別委員会の委員長を務めたケースがあります。近時、TOB活発化の兆しがありますが、当所では生の実践知をもとに適切なアドバイスが可能です。また、第三者委員会の委員を務める機会も増え、知見が蓄積されつつあります。

新型コロナウイルスの影響としては、外資系クライアントを中心に全世界的な組織再編がはじまって



います。いわゆるディストレストM&Aのご相談も寄せられるようになりました。

——訴訟・国際商事仲裁代理

企業間訴訟を中心に、企業対個人訴訟など常時取り扱っています。また、国際商事仲裁代理についても多くの経験を有しております。アスベスト訴訟、じん肺訴訟などの集団訴訟については、被告側代理人として長年取り組んでおります。

——所内の法律相談体制

クライアントとの法律相談、打ち合わせの態様も大きく変わりました。当事務所では、所内の回線を一新し、会議室すべてをウェブ会議対応としました。コロナ下においても、クライアントに安心して相談いただける体制を整えています。

当事務所は、これからも伝統に安住することなく、クライアントへ最良のリーガルサービスを提供するべく、尽力して参ります。

柏木総合法律事務所

弁護士数:14名(外国法事務弁護士1名)(2020年11月現在)
代表弁護士:福井琢 黒河内明子(第二東京弁護士会)
〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル8階
TEL:03-5472-5050 URL:https://www.kashiwagi-law.co.jp/
Mail:email@kashiwagi-law.co.jp

敬和綜合法律事務所

コロナは危機か？チャンスか？ 「コロナに負けないビジネス・企業」の構築を共に

当事務所の強み

「機動力ある、良質のリーガル・サービスの提供」をモットーに日々、幅広い分野における複雑な法務ニーズに応えている中規模・精鋭事務所。それが「敬和綜合法律事務所」です。

当事務所の8名のパートナー弁護士は、それぞれ、一般企業法務や訴訟に加え、金融法務、ファイナンス、M&A、事業再生・倒産、知的財産権法務など、異なる専門分野に精通しています。また、わが国の渉外弁護士の草分けである外山興三弁護士が中心となり、多数の海外案件を手掛けています。

このように企業法務の各分野をカバーする当事務所は、案件に応じて必要なスキルを持った最小限の人数のスタッフを柔軟にチーム編成することで、コストを抑え、迅速に、良質のリーガル・サービスを提供しています。

たとえば、2020年7月にパートナーに昇格した江尻琴美弁護士（第一東京弁護士会所属、写真右）は、企業法務全般、特に事業再生・倒産、M&Aなどを得意とし、クライアントのニーズを細やかに汲み取りながら、抜群のフットワークと精緻な分析が高く評価されています。

さらに、緻密なリサーチ力や我慢強い交渉力等、高い能力と探求心を備えた若手アソシエイトも当事務所の良質なリーガル・サービスを支えています。松下祐弁護士もその1人です（写真左）。

コロナ下で発揮する「対応力」

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ビジネス界は多数の問題・紛争を抱えるに至っ



ています。当事務所においては、新型コロナの影響で、資金繰りに窮したり、事業の継続が危ぶまれる企業からの事業再生のご相談や、休業対応等の労務管理、取引先からの支払猶予要請・テナントからの賃料減額交渉への対応といった新型コロナ関連のご相談を多数受けています。

他方、新型コロナをチャンスと捉え、海外から日本に対する投資活動を活発化させたり、新しいビジネスを開始する動きもあります。日本企業への投資や買収、新規ビジネスの立ち上げといった複雑かつ専門性の高い分野のご相談にも迅速かつ適切に対応できるのは、当事務所ならではの強みです。

新型コロナに起因した、さまざまな新しい法的問題が生じたとき、信頼できるリーガル・アドバイザーは欠かせません。敬和綜合法律事務所は、新しい問題にも、柔軟に、機動的に対応し、「コロナに負けないビジネス・企業」を共に構築するお手伝いをします。

敬和綜合法律事務所 (Keiwa Sogo Law Offices)
 弁護士数：パートナー8名、カウンセラー1名、アソシエイト5名、
 オブカウンセラー1名（ほか弁理士1名）（2020年11月現在）
 〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT 新館11階
 TEL: 03-3560-5051
 URL: <https://www.keiwalaw.com/> Mail: info@tyhomu.com

創・佐藤法律事務所

法務アドバイザーのあり方にも Innovation を

事業へ積極的に関わり コロナ禍においても収益に貢献する アドバイスを

当事務所は、金融商品取引業者をはじめ、Webメディア、オンラインゲーム、AI、AR/VRといったテクノロジーベンチャー、小売業、サービス業など多岐にわたるクライアントに、M&A、ベンチャー投資、新規事業支援、IPO支援、ジェネラル・コーポレート等幅広い業務に関する法的アドバイスを提供しております。そのため、丁寧に担当者からヒアリングを実施して事業計画への理解を深め、案件に関わっていく姿勢を重視しています。「法的リスクを指摘したうえでリスクを取れるかビジネスジャッジを徒らに求めたり、コストがかかる対案を示したりする程度ではアドバイザーとして不十分でしょう。たとえば、M&A後の労働条件の設定1つとっても、事業計画への理解がなければ、人的資源の不足など契約内容と事業計画の乖離に気づくことができません。事業計画への理解と協働が、クライアントの収益に貢献するアドバイザーとして不可欠と考えています。」（佐藤弁護士）

M&Aに関する大半の業務を通貫して 担える経験値

当事務所は、これまで多くのM&A・投資案件に関与してきました。そのなかでもここ数年増えたのが、大企業とベンチャー企業との間のジョイントベンチャーの設立案件やコーポレート・ベンチャー・キャピタル（CVC）の設立案件です。前者は、ベンチャー企業の事業の一部を会社分割などによって子会社化し、当該子会社に大企業が第三者割当増資などを行うケースです。事業計画に合わせて、ベン



チャー企業が持っている持分を大企業に売却する形でジョイントベンチャーを終わらせるので、大企業からすれば2段階買収ということになりますが、買収スキームと事業計画との間に整合性があるのかしっかりとリーガルの立場でも確認する必要がある典型的なパターンです。一方、CVCは、コーポレートガバナンス・コード等によって上場株式への直接投資のハードルが高くなるなか、本業とのシナジーを意識しながら資金を活用する手法として近年活発化してきた印象があります。「当事務所が、クライアントからこのような案件にアサインしていただくのは、当事務所がM&Aに関する経験が豊富でありクライアントの収益に貢献できるアドバイザーであると感じていただいているためと自負しています。」（佐藤弁護士）

創・佐藤法律事務所
 弁護士等数：7名（うち法人所属4名）（2020年11月現在）
 パートナー弁護士：佐藤有紀（第一東京弁護士会）
 以下は、丸の内オフィスの情報となります。
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9
 階937区
 TEL: 03-6275-6080
 URL: <https://innovationlaw.jp/>
 Mail: y.sato@innovationlaw.jp

弁護士法人中央総合法律事務所

企業法務における総合的なリーガルサービス 実践的なワンストップの実現へ

事務所概要

当事務所は、1968年の事務所開設以来、クライアントの皆様の多様なニーズに正面から向き合い、その信頼を確かなものとしてきました。長年にわたって蓄積されてきた各分野における高度な知識、困難な問題や数多くの訴訟を解決してきた経験・ノウハウを活かし、多種多様な法的サービスを提供しています。また、海外法律事務所との国際的なネットワーク「GLOBALAW」にも加盟するなどし、諸外国の法律事務所とも連携を深め、国際案件についても豊富な情報と経験をもって対応するとともに、公認会計士、税理士、弁理士と連携し、ワンストップでサービスを提供できる体制をとっています。

当事務所が目指すポストコロナ時代の法的サービス

2020年に入り新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界規模で感染拡大し、日本を含む世界各国で猛威を振っています。ポストコロナ時代においては、コロナ禍で生じた新たな潮流への対処や社会課題への解決を新規事業の創出や高付加価値サービスにつなげる視点が重要になると考えられます。また、社会のデジタル化も急速に進展しています。

当事務所の取扱分野は、コーポレート（会社法務、株主総会対応、会社関係訴訟等）、M&A（企業買収、組織再編、ジョイント・ベンチャー等）、危機管理・コンプライアンス（企業不祥事対応、反社・AML/CFT、不正調査案件等）、知的財産（大規模かつ専門的な侵害紛争等）・IT・個人情報保護、金融法務（銀行法、保険業法、金融商品取引法等の金融規制法への対応、高度なファイナンス取引案件等）、競争法（企



業結合規制対応、カルテル・入札談合案件対応、下請法等）、国際法務（海外取引案件等）など多岐に亘ります。

ポストコロナ時代では、企業の新規事業の創出に対し多様な法的サービスを提供するほか、契約約款の見直し、電子文書の活用（デジタルトランスフォーメーション）、FinTechの普及に伴うオープンバンキング・金融サービス仲介法制等への改正対応、リモートワークの推進に伴う労務課題への対応等を通じて、クライアントの皆様の力強くバックアップいたします。



**弁護士法人中央総合法律事務所
(Chuo Sogo Law Office, P.C.)**
代表社員弁護士マネージングパートナー 中務 嗣治郎
弁護士数：57名（外国法事務弁護士1名、外国弁護士1名を含む）
（2020年11月現在）

大阪事務所（大阪弁護士会所属）
〒530-0047 大阪市北区西天満
2丁目10番2号幸田ビル11階（受付5階）
TEL: 06-6365-8111 FAX: 06-6365-8289

東京事務所（第一東京弁護士会所属）
〒100-0011 東京都千代田区内幸町
2丁目2番3号日比谷国際ビル18階
TEL: 03-3539-1877 FAX: 03-3539-1878

京都事務所（京都弁護士会所属）
〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸
東入ル長刀鉾町8番京都三井ビル3階
TEL: 075-257-7411 FAX: 075-257-7433

URL: www.clo.jp

虎門中央法律事務所

ニューノーマルを切り開く経済の法務パートナー

修正を迫られるBCPと新たな法務対応

新型コロナウイルス感染症の拡大による世界規模での経済への打撃は深く、現在、各事業者においては、パンデミックを対象リスクとして想定していないBCP（事業継続計画）やCMP（危機管理計画）が、もはや機能しない状況となっています。

現下では、決算・監査業務の遅延、株主総会の延期や非対面（バーチャル）での議事運営、使用者の安全配慮義務を充足する感染予防措置、テレワークを前提とした労務管理・情報管理、事業縮小やリストラ、従業員の感染者・濃厚接触者の発生時の拡大防止措置とプライバシー保護、債務不履行となった取引の契約管理・債権管理、契約関係からの離脱の可否といった無数の法的問題が日々生起しています。事業者としては、その一つ一つに対し、最新の知見に基づく適切な実務対応を講じてゆく必要があります。

有事の際に真価を発揮する 経験豊かな精鋭集団

当事務所は、1983年の創設以来、「FOR THE CLIENTS」「NEVER GIVE UP」「FIGHT FOR JUSTICE」のポリシーを一貫し、自己責任・自己判断の時代における最先端の法律事務所として、「経済の法務パートナー」を目指し、企業危機管理および企業コンプライアンスの確立をはじめとする顧問先・依頼者の皆様が各種企業活動を展開するために必要なあらゆる分野の法務サービスを提供し、「虎中」（とらちゅう）の愛称でご支持を載いて参りました。

私たちは、バブル経済の崩壊、「100年に一度」と称されたリーマン・ショック、「想定外」と謳われた東日本大震災といった未曾有の事態において



も、常に依頼者に寄り添い、リスク管理・危機管理上の課題に対する豊富な経験に根ざした最適なソリューションを提供し、事業者の皆様とともに難局を乗り越えて参りました。

現在、法律事務所には、コロナ禍における「ニューノーマル」（新しいあたりまえ）をふまえた助言が求められています。私たちは、「他の誰かがオーソライズしてくれた正解」の提供に安住することなく、いまだ形成過程にある「コロナ禍におけるビジネス法務のニューノーマル」の創造と確立をみずからリードしてゆくために必要とされる深い知識、豊かな経験、そして溢れる気概を持った真のプロフェッショナルの精鋭集団です。虎中は、皆様がこの危機をチャンスに変えて、さらなる発展と飛躍の礎とされるためのお手伝いを全力で致します。

虎門中央法律事務所
虎門中央法律事務所 安理外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
弁護士数：37名（外国法事務弁護士を含む）（2020年11月現在）
代表弁護士：今井和男（東京弁護士会）
〒105-0001
東京都港区虎ノ門一丁目1-18ヒューリック虎ノ門ビル
TEL: 03-3591-3281 URL: http://www.torachu.com/
Mail: torachu@torachu.com

日比谷パーク法律事務所

正義のために闘い、正義の総量を増やす

当事務所の歴史と現況

日比谷パーク法律事務所は、1998年4月、新しい時代に必要リーガル・サービスを提供する法律事務所を目指し、久保利英明弁護士、中村直人弁護士、菊地伸弁護士によって設立されました。

当事務所は、所属する弁護士が、会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス・危機管理、知的財産権法、IT・システム、金商法や金融関係法、エンターテインメントなどの得意分野に精通し、各分野のトップランナーとして「少数精鋭」と呼ばれる事務所を営々と築いてきました。

正義のために闘い、世の中の正義の総量を増やす存在たれ！をモットーに

当事務所は「正義のために闘い、世の中の正義の総量を増やす」という共通理念のもとに業務にあたっており、これまでも「一人一票訴訟」や「第三者委員会」などに光を当ててきました。当事務所の弁護士は、3つのY（「優しい心」、「柔らかない頭」、「勇気」）を備え、クライアントの正義のために力を尽くして闘います。

企業経営や組織運営の重大局面において役立つ存在

当事務所は企業や組織が直面する難局に全力で立ち向かい、解決を目指します。

——コンプライアンス・危機管理への取り組み

当事務所は、組織内部の不正防止を目指し、ステークホルダーのために厳しい是正策の実施を求めています。コンプライアンスの重要性を強調し、自浄作用を働かせて不祥事の芽を摘むことこそが組織を



守るという信念のもと、リスクマネジメントやクライシスマネジメントに深く関わっています。

——外部役員としての 企業経営・組織運営への関わり

当事務所の弁護士は、上場企業、医療法人、スポーツ団体等の各種組織の外部役員として経営・運営に関与しています。業務執行や組織運営の監視・監督を通じて、ガバナンス強化・企業価値向上の実現を目指します。

——組織運営に大きな影響を与える 紛争案件への取り組み

組織運営に重大な影響を与える紛争が生じた場合、当事務所はクライアントのために全力を尽くして闘います。近年も、役員責任追及訴訟、株主総会関連訴訟、金融関連訴訟、システム開発訴訟など、複数の大規模な企業・組織関連の紛争案件を取り扱っています。企業経営や組織運営に大きな影響を与える案件に取り組み、クライアントにとっての「最後の砦」となることを使命と考えています。

日比谷パーク法律事務所

所属弁護士：久保利英明（代表）、原秋彦、松山遙、上山浩、水野信次、野宮拓、西本強、中川直政、小川尚史、小川直樹、井上拓、川本拓（すべて第二東京弁護士会所属）
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1丁目5番1号 日比谷マリンビル5階
TEL: 03-5532-8888
URL: <https://www.hibiypark.net/>

平山法律事務所

DXとコロナにより変容する社会において独占禁止法を活用し公正取引を実現する

公正取引委員会を動かし公正な取引を実現する

独占禁止法は違法と適法の境目がわかりにくいといわれますので、独占禁止法や公正取引委員会という言葉に身構えてしまう企業もあるでしょう。

しかし、独占禁止法案件を専門的に取り扱う平山法律事務所では、弁護士登録以来一貫して独占禁止法分野に注力し、弁護士と公取委職員の双方の立場から実務に接してきた平山賢太郎弁護士が、クライアントの取引先や競合他社による独占禁止法違反行為を公取委へ申告して立入検査を実現するなど、ビジネス拡大のための攻めのツールとして活用するための助言を行い成果をあげています。

平山法律事務所のクライアントは、総合電機メーカー、電子部品、自動車部品、食品、金属製品、医療機器、消費財等のメーカーから、都市銀行、クレジットカード会社、電力会社、小売プラットフォーム、業界団体や法律事務所まで幅広く、各業界の取引慣行をふまえ実務的な助言を提供しています。

経験と知見が イノベティブな解決をもたらす

平山弁護士は公取委に3年間勤務し、重要案件の立入検査、命令案の作成、代理人である独占禁止法専門弁護士との協議などを担当することを通じ、実務に対する深い理解を獲得してきました。弁護士業復帰後には各地の独占禁止法専門弁護士と協働関係を築き、さらに知財専門弁護士や訴訟専門弁護士とのネットワークも活用しながら、全国から寄せられる多様な依頼にお応えしています。

平山弁護士はさまざまな立入検査案件において、受任後ただちに依頼者の事業部門の方から直接にお



話を伺いビジネスの観点から事案を理解し、公取委による事件の見立ての問題点を発見することに努めてきました。そして、必要に応じ経済分析専門家や法学研究者と連携して対応戦略を構築し、イノベティブな主張を展開して成果をあげています。こうして生み出された新たな独占禁止法論点は、案件終了後には研究者の論文によって紹介され、専門家に共有され将来の案件のための道標になっています。

プラットフォームビジネスの発展、DX、コロナなどにより旧来の取引慣行は変容を迫られ、最先端の知見を実務へ適用する需要が高まっています。平山弁護士は九州大学法学部准教授として独占禁止法研究に携わり、内外の実務家や研究者と交流し、公取委の競争政策研究センター客員研究員として公取委幹部職員と共同研究を展開し、新たな取引のあり方に関する最先端の知見を獲得し、新しい時代に対応した助言を提供する態勢を確立しています。

平山法律事務所

代表弁護士：平山賢太郎（第二東京弁護士会）
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16 東京建物八重洲ビル3階 + OURS 八重洲内
URL: <https://hirayamalawoffices.com/>
Mail: info@hirayamalaw.com

ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマンLLP

100年近くに渡る日本企業代理の実践を基に、卓越した
弁護士チームで、グローバルなコロナ禍への積極的対策を提言

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界各国の日常生活、優先事項、経済活動が根本から変わりました。

ピルズベリーは各種業界へ、このパンデミックが世界経済に及ぼす影響や対策について初期段階からアドバイスを提供してきました。政府や企業の目下の課題が、個人の安全の保護と経済回復をいかにバランスよく実現できるか苦心するなか、当事務所は、企業が今後待ち受ける不確実な難局を切り抜けるのを支援しています。

新型コロナウイルス 対策チーム

当事務所のコロナ対策チームは、事業再開、リモートワーク、財務戦略、政府の景気刺激対策、コロナ禍が起因するあらゆる種類の紛争、政府調査およびビジネスモデル、就業規則、技術、公共政策の変革に関し、グローバルかつ複数部門の弁護士の混成部隊でクライアントとともに取り組んでおります。

訴訟および裁判外紛争解決

すでにコロナ禍を原因とする契約不履行、政府調査、保険金回収等のさまざまな争いが起きている米国で、法的リスクの事前検討、対策、管理を通じてクライアントを支援しております。

財務戦略

多くの会社にとって、コロナ禍では成功と生き残りの差はほとんどないかもしれません。このパンデミックからの経済的影響を初期段階から追跡し、

pillsbury

コロナ禍の環境変化で新たに生まれた M&A の機会や、コロナ禍の影響甚大な不動産案件に至るまで、現在の市場状況に照らしながらさまざまな業界のグローバル企業へ財務戦略を提供しております。

雇用と規制

各国がコロナ感染拡大防止のため、住民へ自宅待機命令を発し、または外出自粛を要請し、実際に感染者数を減少させる結果へと導きましたが、その反面、経済的副作用はあまりにも大きいものでした。当事務所の弁護士は、会社が時に輻輳する規制を遵守し、リスク管理上考慮すべき事項に対処し、従業員、顧客および会社業務を保護する「再開」計画を策定するのを支援します。

問い合わせ先

奈良房永 / Fusae Nara (パートナー、日本語・英語可、ニューヨーク州、ワシントン DC 弁護士) fusae.nara@pillsburylaw.com

— 当事務所は Chambers & Partners が発行する Chambers Asia-Pacific 2020 において、高い評価を受けております。 —

ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマンLLP

弁護士数: 700 名余 (2020 年 11 月現在)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4-1
丸の内永楽ビル 20 階 (東京オフィス)
TEL: 03-6268-6710
URL: <https://www.pillsburylaw.com>

遠藤輝好法律事務所

“Plain living and high thinking.”

華美を求めず「高らかに思考する」

内部通報制度整備運用、不正調査業務、不正リスク管理（コンプライアンス）を得意としています。ささやかな事務所ですが、学生が授業後にちょっと質問に来られるような「学生ラウンジ」もイメージしています。

神保町を歩いていると、「あれ、こんなところにキレイな花が咲いているな」と気づくことがあります。しかし、きっとその花は、去年も、いや、私が神保町に通い始めた 10 年前も、そこで毎年キレイに咲いていたのかもしれませんが。なぜそれに気づかなかったのか、あるいは、気づかずに済んだのか……コロナ禍はそういう問題を突き付けます。そして、そういう問題を考えることで、本当に必要な

もの、本当はそうでないものが見えてくる日々です。コロナ禍に動ぜず、本質を見据え、高らかに思考したいと思います。

コロナ禍の今、働き方の変更をはじめ、多くの従業員が不安を抱えています。内部通報の内容にも変化が見られ、内部通報制度もこうした変化への対応が求められます。折しも公益通報者保護法の改正が行われ、また、内部通報制度認証（WCMS 認証）もスタートしています。コロナ禍で実力を発揮する内部通報制度の整備運用に注力したいと考えています。

遠藤輝好法律事務所

弁護士数: 2 名 (2020 年 11 月現在)
代表弁護士: 遠藤輝好 (第二東京弁護士会)
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-7-12
巖松堂ビル 9 階
TEL: 03-3518-9951 URL: <https://eklo.jp/>

OAG 弁護士法人

企業法務領域でのハイクオリティな
ワンストップサービスを目指して

ハイクオリティなワンストップ サービスの提供

昨今、企業法務領域でのクライアントの課題は、複雑かつ多岐にわたり、純然たる法律課題にとどまらず、税務、財務、会計、ビジネス等にもわたる課題も多くなっています。

このようななかで、OAG 弁護士法人は、OAG グループのメンバーファームとして、他のメンバーファームの専門家（税理士、会計士、司法書士、行政書士、コンサルタント、M&A アドバイザー等）と連携しながら業務を進めることで、ハイクオリティなワンストップサービスによる総合的な解決を目指し、上場企業から中小企業のクライアントまで、幅広くご利用いただいています。

ビジネスに寄り添った リーガルサービスの提供

OAG 弁護士法人には、大手企業の法務部門での勤務経験を有する弁護士も在籍するなど、ビジネスに寄り添ったリーガルサービス、ユーザー目線に立ったリーガルサービスの提供を目指しています。

クライアントの複雑なニーズに対応できるよう、今後とも、ハイレベルで多様な人材の確保を目指します。

OAG 弁護士法人 (第一東京弁護士会所属)

〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 ホーマットホライゾンビル 4 階
TEL: 03-3234-9700 URL: <http://www.oag-legal.com/>
Mail: info-legal@oag-legal.com

金杜法律事務所(King&Wood Mallesons)

日中両国の法実務に精通する経験豊富な
弁護士チームが、最善の結果を導き出す

事務所概要・理念

金杜法律事務所は1993年に設立された中国最大規模の法律事務所の1つであり、本部をアジアに置き、世界に28オフィス、2,600名以上の弁護士を擁する世界規模でリーガルサービスを提供できる国際ブランドです。

北京、上海、広州、深セン、成都のほか、東京にも事務所があり、中国法と日本法の弁護士が「顧客第一」の理念に基づき、迅速かつ誠心誠意、日系企業の皆様に良質なリーガルサービスをご提供します。

ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代における当事務所が目指す法的サービス

当事務所は、従来の投資、撤退、会社法務、コン

プライアンスおよび企業統制のほか、コロナの影響に伴い、国際貿易、税関法・外為法、輸出管理、紛争解決（訴訟、仲裁、労働紛争、行政処罰等）などにも力を入れています。

グローバルネットワークベースと豊富な経験を活かし、日中両国の法文化、商文化を熟知する強みをもって、クライアントの具体的な状況に応じた合理的かつ実現性の高い解決案、法的アドバイスをご提供いたします。

金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons)

(北京本部)
〒100-020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心
中心公棟東棟18階
Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

(東京)
〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内3-2-3丸の内
二重橋ビル21階
TEL: 03-5218-6711 URL: www.kwm.com/ja/cn

光和総合法律事務所

ニューノーマル時代に適合した、迅速・的確・誠実な
法的サービスの提供

企業と共にニューノーマル時代を 生きていく

光和総合法律事務所は、「企業と共に生きる法律事務所」として、各分野の専門家が、企業経営の悩みを共有し、質の高い法的サービスを提供しております。

カミュの小説「ペスト」で、医師のリウーが、「ペストと闘う唯一の方法は、誠実さということだ」と答えたように、困難なこの時代、専門性を活かし、迅速かつ的確に問題に対応することで、誠実に職務を果たして参ります。当所は皆様と共に新たな時代に適合していきます。

経験豊かな弁護士がさまざまな 法的サービスを提供

時代の複雑化・多様化・専門化に加え、ウィズコロナ、ポストコロナという構造的変化を迎え、当所

は、法的サービスの充実に一層力を入れて参ります。

「電子契約その他取引の電子化への対応」、「AIのビジネス利用に伴う個人情報やプライバシー保護」、「テレワーク対応の労務管理やオフィス管理」、「新規事業の立案サポート、法令チェック」など専門性の高い法的サービスを提供してまいります。また、危機管理・コンプライアンス、企業再編、事業再生案件などについても、経験豊かな弁護士を中心に、事案の性質・規模に適したチーム体制で対応してまいります。web会議、電話会議の体制を整えてご相談をお受けしています。

光和総合法律事務所

弁護士数: 43名 (2020年11月現在)
代表弁護士: 錦戸景一 (第一東京弁護士会)
〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目7番15号 陽栄光和ビル(受付5階)
TEL: 03-5562-2511 (代)
URL: https://www.kohwa.or.jp/

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所

多様性という文化と歴史を武器にクライアントニーズに
対応する法務・知財の専門集団

事務所概要

当事務所は、1910年の設立以来、国内外の企業に対し、法務に会計・税務を加えたワンストップサービスを提供しています。取扱分野には、知的財産法務（特許、商標、意匠、著作権、不正競争防止法、ライセンス契約、知的財産関連訴訟等）、会社設立、M&A、事業承継、ファイナンス、独禁法、労働、個人情報管理、ヘルスケア、国際取引、紛争・訴訟、ホワイトカラー犯罪、不正調査、ベンチャー法務、金融・フィンテックその他各種規制法・コンプライアンス対応、渉外親族・相続等があります。日・英・独・中国語に長けたメンバーが、国際的なネットワークを活かし、法律・文化の違いを理解した上でクライアントをサポートしています。

クライアントニーズへの対応

当事務所には、110年の歴史を乗り越えて、さまざまなバックグラウンドの人材で構成される事務所を持続してきた健全性と逞しさがあります。未知の環境でもクライアントニーズに真摯に向き合い、変化するビジネス環境に対応し、必要な支援を行うことを心がけています。COVID-19関連を含む最新情報は、事務所のウェブサイトをご参照ください。

ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所

弁護士数: 16名 (外国法事務弁護士2名を含む) (2020年11月現在)
代表弁護士: 伊佐次啓二 (第二東京弁護士会)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
新丸の内センタービルディング18階
TEL: 03-5220-6500 (代表)
URL: https://se1910.com/ja/
Mail: law@se1910.com

会社法・法務省令改正を収録

「会社法」法令集 第十二版

中央経済社〔編〕

2021年6月1日現在の最新法令！

◎会社法関連法規を完全収録

2005年7月に公布された「会社法」から2006年2月に公布された3本の法務省令等、会社法に関連するすべての重要な法令を完全収録。

◎好評の「ミニ解説」さらに充実

重要条文のポイントを簡潔にまとめたミニ解説は、2020年改正会社法等をふまえ加筆を行い、さらに充実。

◎改正箇所が一目瞭然

2020年改正会社法については、現行条文に続けて改正条文を編注の形で掲載しており、どの条文がどう変わるのか、追加や削除される条文は何かなど、一目でわかる。

◎引用条文の見出しを表示

会社法条文中、引用されている条文番号の下に、その条文の見出し（ない場合は適宜工夫）を色刷りで明記。条文の相互関係がすぐわかり、理解を助ける。

◎政省令探しは簡単 条文中に番号を明記

法律条文の該当箇所に、政省令（略称＝目次参照）の条文番号を色刷りで表示。意外に手間取る政省令探しもこれでラクラク。

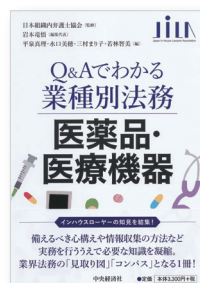
3,300円（税込）



2020年改正会社法が一目でわかる！2021年5月の会社法改正、法務省令改正を織り込んだ待望の最新版。

日本組織内弁護士協会〔監修〕

Q&Aでわかる 業種別法務



製造

高橋直子／春山俊英／岩田浩〔編〕
3,520円（税込）

証券・資産運用

榊 哲道〔編〕
3,520円（税込）

医薬品・医療機器

岩本竜悟〔編代〕／平泉真理／水口美穂／三村まり子／若林智美〔編〕
3,630円（税込）

自治体

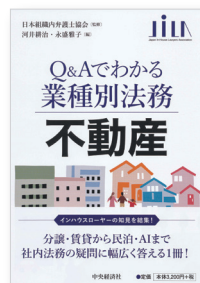
幸田宏／加登屋毅〔編〕
3,520円（税込）

銀行

桑原秀介／西原一幸〔編〕
3,520円（税込）

不動産

河井耕治／永盛雅子〔編〕
3,520円（税込）



インハウスローヤーが 各業種別法務に必要な 知識を解説

逐条解説 会社法

【編集代表】酒巻俊雄／龍田 節
【編集】上村達男・川村正幸・神田秀樹
永井和之・前田雅弘・森田 章

第6巻 計算等・定款の変更・事業の譲渡等・解散・清算 第431条～第574条

【執筆】片木 晴彦 尾崎 安央 中島 弘雅 高田 賢治
岸田 雅雄 山下 真弘 杉本 和士 玉井 裕貴
山下 友信 徳田 和幸 小原 将照 山本 勇一郎
弥 永 真生 阿 多 博文 岡 伸浩 上江洲 純子

株式会社の会計から会社の
終結を定める解散・清算までの
規定の制度趣旨を明快に解説する

中央経済社

第1巻 総則・設立

会社法の沿革・会社法の性格／第1条～第103条
法の沿革・性格に加え会社法理解の前提となる定義などを定める総則規定と設立全条を詳説。5,170円（税込）

第2巻 株式1

第104条～第187条

株主平等原則、株式譲渡、種類株式など株式会社制度の根幹をかたちづくる重要条文を解説。5,170円（税込）

第3巻 株式2・新株予約権

第188条～第294条

単元株、株券など実務上の重要論点を含む法第2編2章の株式規定後段と新株予約権の解釈。4,950円（税込）

第4巻 機関1

第295条～第373条

機関構成の自由化と多様な株式会社類型の創出が認められた法第2編4章の主要論点を解説。5,500円（税込）

第5巻 機関2

第374条～第430条

会計参与・監査役から委員会設置会社の機関・役員等の損害賠償責任まで、規定後半を解説。4,840円（税込）



会社法条文の主旨・解釈を
明解に読み解く注釈書！

逐条解説 会社法

【編集代表】酒巻俊雄／龍田 節
【編集】上村達男／神田秀樹／川村正幸／
永井和之／前田雅弘／森田 章

第6巻 計算等・定款の変更・事業の譲渡等・解散・清算 第431条～第574条

株式会社の会計から会社の終結を定める解散・清算までの規定の制度趣旨を明快に解説。6,820円（税込）

第9巻 外国会社・雑則・罰則

第817条～第979条

多重代表訴訟の制定などが行われた2014年会社法改正後の条文を扱う。8,140円（税込）

第7巻 持分会社・社債

第575条～第742条

第8巻 組織変更・合併・会社分割・株式交換及び移転

第743条～第816条

補巻 総索引・資料

[ビジネス法務2021年2月号 特別付録]

BUSINESS LAW FIRMS 2021

新型コロナに向き合う 弁護士・法律事務所

[発行所]

 **中央経済社**

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

Tel 03-3293-3371 Fax 03-3291-5127

URL <https://www.chuokezai.co.jp/>

表紙・本文フォーマットデザイン／伊藤尚彦